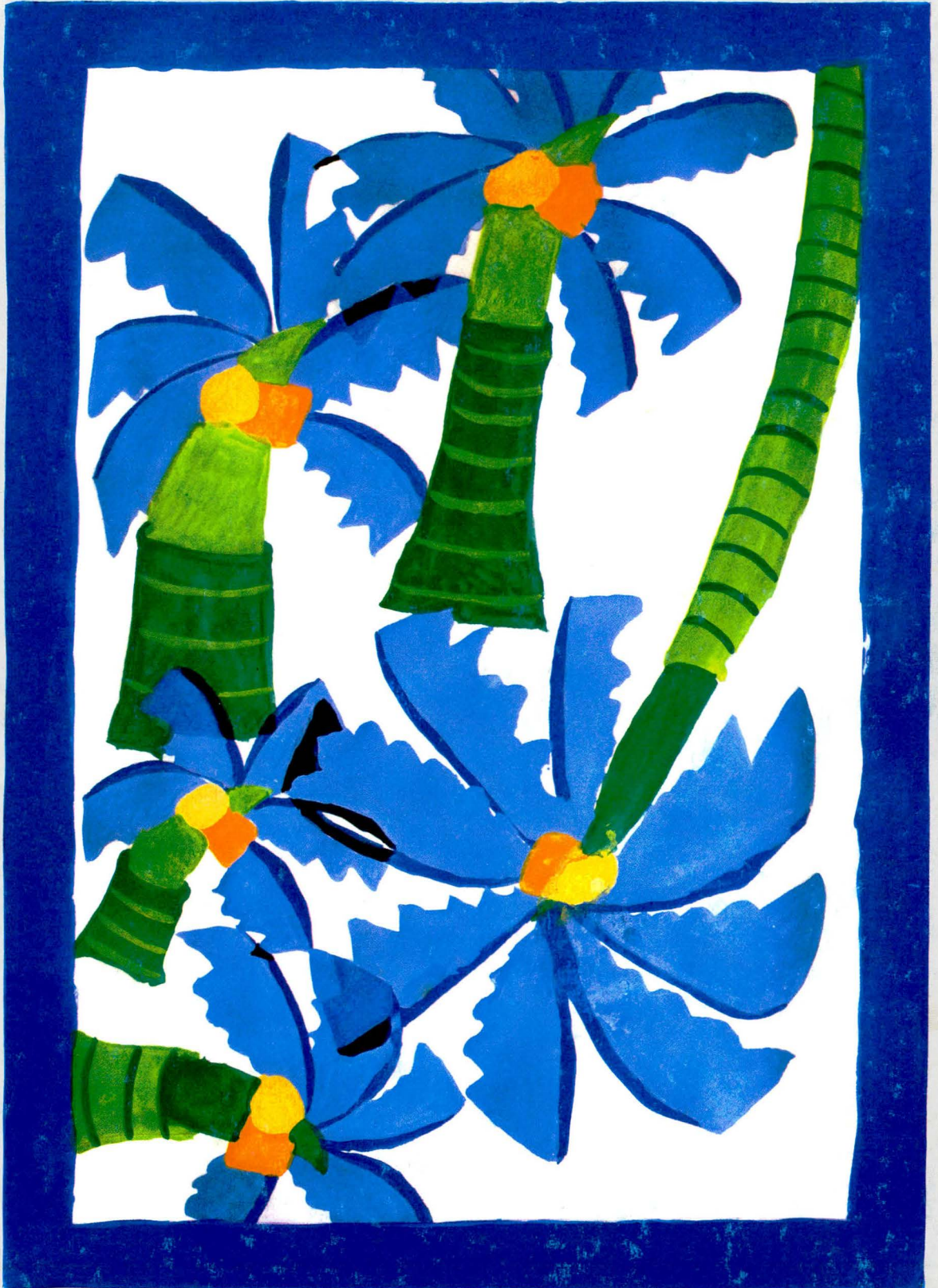


月報

1983: 6月 號



シンガポール日本商工會議所

目次

(1983年6月号)

法人税課税所得計算の概要	(公認会計士)	佐藤昭利	1
気軽に、英語で、講演を (その2) ...	(Japan-S'pore Institute of Software Technology)	中村 茂	18
○ 日系企業の活動等に関する			
アンケート調査	((社) 日本在外企業 協会シンガポール相 談所)	辻 彰一	29
1983年度NWC勧告について ...	(事務局)		41
理事会の動き			44
1982年第4四半期のシンガポール経済動向			47
5月～6月の主な経済記事			53
広 報 欄			56
資 料 案 内			58
編 集 後 記			60

法人税課税所得計算の概要

公認会計士

佐藤 昭利

I はじめに

シンガポールにおいては、法人税は法人の課税所得に対して、通常の場合40%の税率で課税される。日本では自主納税確定申告制度を採用しているが、シンガポールでは納税者から提出された資料にもとづいて税務当局が当該会社の法人税を賦課するという賦課課税制度を採用している。しかしながら、実務上は、日本と同じように、納税者が自己の課税所得を計算し、これを税務当局に提出し、税務当局はこの課税所得計算をチェック後賦課するという制度がとられている。日本と異なる点は、日本では自己の課税所得計算にもとづく法人税を、事業年度終了日の翌日から2カ月以内に納付し、及び中間申告納付しなければならないのに対し、シンガポールにおいては、納税者が課税通知書 (NOTICE OF ASSESSMENT) を受領してはじめて納税義務が生じ、また中間申告制度はないということである。ただし予定納税制度はある。

以上のように、シンガポールにおいても実務上は納税者が課税所得の計算をしなければならず、また課税所得計算は法人税の根幹を為す重要なポイントであるので、以下簡単に説明する。

II 課税所得の計算

1) 税法上特に要求される会計処理

日本では、たとえば減価償却費の損金算入の場合のように、一定の項目について損金に算入するためには、損金経理（確定した決算において費用又は損失として経理すること）を要件とされているため、企業会計が税法に追従している点が各所に見うけられるが、シンガポールにおいてはこのようなことはなく、企業会計と税法は完全に分離されており、企業会計が税法に追従しているところはない。

THE INCOME TAX ACT には税法独自の会計処理は規定されておらず、一般に公正妥当と認められた会計処理に従って財務諸表が作成され、会計士 (PUBLIC ACCOUNTANT) が当該財務諸表は適正に作成されている旨の意見表明をしていれば、当該会社の会計処理は税法上も適正であるとみなされる。

2) 課税対象

居住法人：①シンガポールから生じる所得 (ACCRUING IN) 又は
 ②シンガポールで稼得する所得(DERIVED FROM)及び
 ③シンガポールで受領する所得(RECEIVED IN) (シンガポール国外源泉所得のうち、シンガポールに送金されない金額は非課税である。) が課税対象となる。

非居住法人：上記①及び②が課税対象となる。

すなわち、上述の所得金額は、収入合計から、この収入を得るためにのみ発生した支出及び費用 (OUTGOINGS AND EXPENSES WHOLLY AND EXCLUSIVELY INCURRED IN THE PRODUCTION OF THE INCOME) を控除して算出される。

具体的には、監査報告書の税引前利益からスタートし、加算、減算をすることにより計算される。

3) 加算・減算項目の例示

		参 照
<u>税引前利益</u>	XXX	
<u>加算項目</u>		
会計上の減価償却費	XXX	4) a)
キャピタル・ロス	XXX	4) b)
(例えば固定資産売却損)		
貸倒引当金等各種引当		
金及び準備金繰入額	XXX	4) c)
未実現為替差益	XXX	4) d)
資本的取引から生じた実現為替差損	XXX	4) e)

寄付金	XXX	4) f)
創業費及び開業費償却額	XXX	4) g)
少額な減価償却資産で		
費用処理されたもの	XXX	4) h)
罰金・延滞税等	XXX	4) i)
社用乗用車に対してか		
かつた費用のうち		
税法上の限度を超える額	XXX	4) j)
新株発行費	XXX	4) k)
送金国外源泉所得	XXX	4) l)
その他収入を得るため		
以外に発生した費用	<u>XXX XXX</u>	4) m)
<u>(減算項目)</u>		
キャピタル・ゲイン	(XXX)	4) b)
(例えば固定資産売却益)		
未実現為替差益	(XXX)	4) d)
資本的取引から生じた		
実現為替差益	(XXX)	4) e)
未送金国外源泉所得	(XXX)	4) l)
その他	<u>(XXX) (XXX)</u>	
<u>調整後所得(ADJUSTED PROFIT)</u>	XXX	
<u>(減算項目)・加算項目</u>		
税務上の減価償却費	(XXX)	4) n)
差額償却	(XXX)	4) n)
差額賦課	XXX	4) n)
前期より繰越されてい		
る税務上の減価償却		
費の未控除金額		
(UNABSORBED CAPITAL	<u>(XXX) (XXX)</u>	4) o)
ALLOWANCE BROUGHT FORWARD)		

(減算項目)

前期より繰越されている

る税務上の減価償却

費控除前の繰越欠損金

(UNABSORBED LOSS BROUGHT FORWARD) (XXX) 4) o)

課税所得 (CHARGEABLE INCOME) XXX

40%の法人税 XXX

(源泉控除) (XXX) 4) p)

(外国税額控除) (XXX) 4) q)

納付税額 XXX

4) 加算・減算項目の具体的説明

a) 会計上の減価償却費

シンガポールにおいては、会計上の減価償却と税務上の減価償却とは全く切り離されて考えられている。すなわち会計上は、減価償却資産の範囲、減価償却方法、耐用年数等は、すべて会社の取締役の判断にもとづいて決定され、これを会計士が承認すれば、当該会社の減価償却は適正なものとなされるのに対し、税務上は THE INCOME TAX ACT で、減価償却資産の範囲、減価償却方法、耐用年数等が法定されており、この ACT にもとづいて算出された減価償却費のみが損金に算入される。

よって、会計上の減価償却費は、税務上の課税所得計算上損金として認められず、いつたん全額加算し、会計上の減価償却費の計上がなかったものとみなし、下段において税法の規定に準拠して計算された額が損金に算入される。

b) キャピタル・ロス及びキャピタル・ゲイン

シンガポールでは、例えば固定資産売却損のようなキャピタル・ロス及び固定資産売却益のようなキャピタル・ゲインは、会計上は損失又は利益として認識しても、税務上は損金又は益金とはならず、当該取引はなかったものとみなすために、申告書上でキャピタル・ロスは

加算、キャピタル・ゲインは減算する。

c) 貸倒引当金等各種引当金及び準備金繰入額

日本では貸倒引当金、退職給与引当金、返品調整引当金、賞与引当金及び製品保証等引当金の5つが法人税法により、また租税特別措置法により各種の準備金が一定の条件の下に損金に算入することが認められているが、シンガポールではこのような引当金等を税法上認めておらず、貸倒れが確定した時又は現金で支払った時等に損金として認められる。よって会計上繰入れた各種引当金及び準備金は申告書上加算され、また前期以前に繰入れた額を当期戻し入れた場合には、当該金額は減算される。

d) 未実現為替差損又は差益

外貨建債権・債務について、期末時レートにより評価替したために生じた為替差損益は、会計上はその期の費用又は収益として認識されるが、税務上はその期の損金又は益金として認識せず、これが実現した時、すなわち現金で回収した期又は現金で決済した期の損金又は益金とされる。よって、未実現為替差損又は差益は、当期の申告書上加算又は減算され、翌期に実現した時に、翌期の申告書上前期分について減算又は加算される。

e) 資本的取引から生じた実現為替差損又は差益

例えば固定資産を日本より円建てで購入した場合等資本的取引から生じた実現為替差損又は差益は、税務上は損金又は益金とはみなされないで、申告書上加算又は減算される。

f) 寄付金

政府及び特定の団体に対してなされた現金による寄付のみが税務上は損金として認められる。それ以外の寄付金は税務上損金に算入されないで、申告書上加算する。

g) 創業費償却額及び開業費償却額

日本では創業費（法人の設立のために支出する費用）及び開業費（法人の設立後営業を開始するまでの間に開業準備のために特別に支

出する費用)は、繰延資産として計上し、任意償却により、又は支出時に税務上損金に算入されるが、シンガポールにおいては営業を開始するまでに要した費用は、税務上一切損金に算入されない¹⁾ので加算する。

h) 少額な減価償却資産で費用処理されたもの

日本では取得価額が100,000円未満の減価償却資産は、使用に供した事業年度において一時に損金経理することが認められているが、シンガポールではこのような金額の基準はなく、使用可能期間が1年以上である減価償却資産は、税務上すべて資産計上し、税法の規定に従った減価償却費を損金に算入する。

i) 罰金・延滞税等

いわゆるペナルティ等は税務上損金に算入されない²⁾ので加算する。

j) 社用乗用車にかかった費用のうち、税法上の限度を超える額

シンガポールでは乗用車は、“E”ナンバープレート(Eカー)をつけた車と、“Q”ナンバープレートをつけた車(Qカー)及び“SZ”カーの3つに分類される。

このうちEカーに対するガソリン代、修繕費、保険料等の関連諸費用は、税務上すべて損金として認められない。また、Qカーに対する関連諸費用は、その全額が損金として認められるわけではなく、当該Qカーの取得価額のうち1982年4月1日以降に取得したQカーについては35,000Sドル(1982年3月31日以前1979年4月1日以降に取得したQカーについては25,000Sドル、1979年3月31日以前に取得したQカーについては15,000Sドル)に対応する部分のみが損金として認められる。

例えば

1982年4月1日に取得価額50,000SドルのQカーを購入し、このQカーに対する関連諸費用が2,000Sドルとした場合、税務上損金に算入できる金額は2,000Sドル全額ではなく、

$$2,000\text{Sドル} \times \frac{35,000\text{Sドル}}{50,000\text{Sドル}} = 1,400\text{Sドル}$$

である。よって 2,000 S ドル - 1,400 S ドル = 600 S ドルを申告書上加算しなければならない。

S Z カーについては、1983 年 3 月 4 日に TRADE AND INDUSTRY MINISTER の DR TONY TAN による 1983 年度予算演説で、大幅な改正が行なわれた。

月報 4 月号「1983 年度シンガポール税法改正について」を御参照下さい。

k) 新株発行費

会社設立後に株券を発行したり、増資により新株券を発行した場合に要した費用は、税務上損金として認められない。

l) 送金国外源泉所得、未送金国外源泉所得

居住法人の場合、シンガポール国外源泉所得は、シンガポールに送金された事業年度で課税対象となる。よつて会計上国外源泉所得を収益に計上したとしても、税務上は送金されなければ課税されないののでこの調整を申告書上で行なうことになる。

m) その他収入を得るため以外に発生した費用

固定資産に対する資本的支出であるにもかかわらず、会計上修繕費として計上した場合（税務上の減価償却費は下段において損金に算入できる。）資本的取引のために支払われた弁護士費用、印紙税等、当該会社の営業活動に関連しない目的のために支出された交際費等、リース契約上支払われたプレミアム、等が収入を得るため以外に発生した費用として申告書上加算される。

n) 税務上の減価償却費、差額償却及び差額賦課

前述のように、シンガポールにおいては会計上の減価償却と税務上の減価償却とは、全く切り離されて考えられている。調整後所得 (ADJUSTED PROFIT) を計算した後、税務上の減価償却費、差額償却額及び差額賦課額を計算しなければならないが、以下簡単に税務上の減価償却について説明する。

① 税務上の減価償却資産の範囲

税務上、減価償却 (CAPITAL ALLOWANCE) は、

- (1)産業用建物及び構築物
 - (2)機械及び設備
 - (3)プランテーション業に係る資本的支出、及び
 - (4)鉱山に係る資本的支出
- について認められる。

②減価償却の種類

(1)産業用建物及び構築物

通常の償却— 25%の取得時償却 (INITIAL ALLOWANCE)

— 3%の年次償却 (ANNUAL ALLOWANCE)

差額償却又は差額賦課 (BALANCING ALLOWANCES OR BALANCING CHARGES)

(2)機械及び設備 (車両運搬具を除く)

通常の償却— 20%の取得時償却

— THE INCOME TAX ACT により個々の機械及び設備に
定められた年数による年次償却

特別償却 (ACCELERATED DEPRECIATION)

割増償却

差額償却又は差額賦課

(3)車両運搬具 (“E”カーを除く)

通常の償却— 20%の取得時償却

— THE INCOME TAX ACT により個々の車両運搬具に定
められた年数による年次償却

差額償却又は差額賦課

③減価償却の方法

定額法による。ただし、小型で少額の工具・器具・備品等で耐用年数が比較的短い資産については、取替法による。

④差額償却の具体的説明

産業用建物及び構築物等の売・除却収入が、税務上の未償却残高を下回る場合、その差額は、過年度における税務上の減価償却不足

額とみなされ、償却額の追加計上が認められる。（設例参照）

会計上生じた固定資産売・除却損益は税務上なかつたものとみなされ、申告書上加算又は減算される。

⑤ 差額賦課の具体的説明

産業用建物及び構築物等の売・除却収入が、税務上の未償却残高を超える場合、その超過額は、過年度における税務上の減価償却額が過大であつたがために生じたものとみなされ、課税対象となる。売・除却収入が建物等の取得価額を超える場合には、その超える部分についてはキャピタル・ゲインとみなされ非課税である。（設例参照）

⑥ 設例

「シンガポール法人 A 社（決算日 12 月 31 日）は 1980 年自社工場用建物の建設に着手し、1982 年 6 月完成後直ちに使用を開始した。

年度別の建設費支出額は次の通りであった。

1980 年	1,000,000 S ドル
1981 年	800,000
1982 年	1,200,000
合計	<u>3,000,000 S ドル</u>

A 社は上記建物を 1983 年 8 月、B 社に売却処分した。」

上記の例で、A 社の税務上の減価償却費は次のように計算される。

1981 課税年度（1980 年 12 月 31 日期）

取得時償却（1,000,000 S ドル × 25 %） 250,000 S ドル

1982 課税年度（1981 年 12 月 31 日期）

取得時償却（800,000 S ドル × 25 %） 200,000 S ドル

1983 課税年度（1982 年 12 月 31 日期）

取得時償却（1,200,000 S ドル × 25 %） 300,000 S ドル

年次償却（3,000,000 S ドル × 3 %） 90,000 S ドル

償却累計額 840,000 S ドル

(a) 3,500,000 S ドルで売却した場合

税務上の売却益は 1,340,000 S ドルである。(すなわち 3,500,000 S ドルと税務上の未償却残高 2,160,000 S ドルとの差額)。このうち 840,000 S ドルは過年度における減価償却の修正益として課税される(差額賦課)が、500,000 S ドル(3,500,000 S ドル - 3,000,000 S ドル)についてはキャピタル・ゲインであり課税されない。

(b) 2,000,000 S ドルで売却した場合

税務上の未償却残高 2,160,000 S ドルと売却額 2,000,000 S ドルとの差額 160,000 S ドルについて追加償却が認められる(差額償却)。

o) 前期より繰越されている税務上の減価償却費の未控除金額

(Unabsorbed Capital Allowance Brought Forward) 及び前期より繰越されている税務上の減価償却費控除前の繰越欠損金

(Unabsorbed Loss Brought Forward)

調整後所得 (Adjusted Profit) 欄がマイナスの場合には、調整後欠損 (Adjusted Loss) となり、税務上の減価償却費が控除できないことになる。この控除できなかった金額は翌期以降控除できるまで繰越し、翌期以降の課税所得 (Chargeable Income) と相殺することになる。

すなわち、税務上繰越欠損金は、

- 1) 税務上の減価償却費の未控除金額 (Unabsorbed Capital Allowance)
- 2) 税務上の減価償却費控除前の繰越欠損金 (Unabsorbed Loss)

の 2 つに分類される。

この税務上の繰越欠損金を利用するためには、Continuity of Beneficial Ownership Test をパスしなければならない。

すなわち、税務上の繰越欠損金は以下の条件を満足すれば、無期限に繰越することができ、将来の課税所得との相殺に利用することができるが、もし、株主がそれぞれの判定基準日に 50 % 以上異動している場合には、その異動した後の判定基準日時点で過去の繰越欠損金は消滅

し、将来課税所得が生じた場合にも相殺ができないことになる。

A. Unabsorbed Capital Allowance

税務上の減価償却費を控除できなかった事業年度の12月31日現在の株主（例えば3月31日が決算日の会社の場合には、その年の12月31日）と当該 Unabsorbed Capital Allowance を損金として利用する賦課年度の1月1日現在の株主が50%以上異動していないこと。

B. Unabsorbed Loss

調整後欠損(Adjusted Loss)が発生した事業年度の12月31日現在の株主（例えば、3月31日が決算日の会社の場合には、その年の12月31日）とこのUnabsorbed Lossを損金として利用する賦課年度の1月1日現在の株主が50%以上異動していないこと。

〔 設例 〕

<u>事業年度</u>	<u>判定基準日</u>	<u>株主（各株主は1株 ずつ保有している）</u>	<u>調整後所得 （調整後欠損）</u>
1980-4-1 – 1981-3-31		A. B. C	(1,000)S ドル
1981-4-1 – 1982-3-31		A. B. C	(2,000)
1982-4-1 – 1983-3-31	1981-12-31 1984-1-1	A. B. C A. B. C	1,000
1983-4-1 – 1984-3-31	1982-12-31 1985-1-1	A. B. C A. D. E	1,500

- 1) 1980・4・1～1981・3・31期に調整後欠損が1,000 S ドル発生し、1982・4・1～1983・3・31期に調整後所得が1,000 S ドル生じた場合、当該会社が調整後欠損と調整後所得との相殺が認められるためには、1981年12月31日現在の株主と、1984年1月1日現在の株主が、50%以上異動していないことが条件とされる。設例の場合には、株主はA. B. Cが引き続き当該会社の株主であるので、相殺が認められる。

2) 1981・4・1～1982・3・31期に調整後欠損が2,000Sドル発生し、1983・4・1～1984・3・31期に調整後所得が1,500Sドル生じた場合、当該会社がその相殺を認められるためには、1982年12月31日現在の株主と1985年1月1日現在の株主が、50%以上異動していないことが条件とされる。

設例の場合には、1982年12月31日現在の株主はA. B. Cであり、1985年1月1日現在の株主はA. D. Eであり、株主は66.6%異動しているので相殺は認められない。1982年3月31日現在の2000Sドルの調整後欠損は、たとえば株主が将来A. D. EからA. B. Cに再び変わつたとしても永久に将来の調整後所得との相殺は認められない。

3) 上述の説明においては、説明の簡素化のために、調整後所得と調整後欠損の相殺のみをとりあげているが、実際には、調整後所得とUnabsorbed Capital Allowance Brought Forward との相殺、又は調整後所得から税務上の減価償却費、差額償却、差額賦課及びUnabsorbed Capital Allowance Brought Forwardを差し引いた額とUnabsorbed Loss Brought Forward との相殺時に、それぞれの株主構成が比較される。

4) 当該会社がUnabsorbed Capital Allowance Brought ForwardとUnabsorbed Loss Brought Forward との2つがあり、ある期に調整後所得が生じた場合には、当該調整後所得はUnabsorbed Capital Allowance Brought Forward が最初に相殺される。

5) THE COMPTROLLER OF INCOME TAX は、上記のように繰越欠損金と調整後所得とを相殺する場合には、判定基準日の株主が50%以上異動していないことの証明書（外部監査人の作成したもの）の提出を要求する。

すなわち、設例の場合、当該会社の株主A. B. Cが日本の会社である場合には、当該A. B及びC会社の日本の公認会計士又は税理士が、当該A. B及びC会社の株主がそれぞれの判定基準日において50%以上異動していないことの証明をしなければならない。

この証明書がなければ、繰越欠損金と調整後所得との相殺は認められない。

6) このように、シンガポール会社の株主が会社である場合には、シンガポール会社の株主が異動していないことはもちろん、この会社の日本の親会社の株主構成がそれぞれの判定基準日において50%以上異動していないことの証明書を提出しなければならない。

7) シンガポールには欠損金の繰戻し還付制度はない。

p) 源泉控除

シンガポールの他の会社より配当金を受領した場合に、この配当金はすでに課税済のものであるため、手取額を会計上受取配当金として計上している場合には、手取額をグロスに直し、差額を加算し40%の法人税を源泉控除する。

q) 外国税額控除

企業が国際化し、世界各国に子会社なり支店形態で営業活動を営んでいる今日、それぞれの国が課税権を主張し、同一の所得について2カ国以上から課税をうけるものとすれば、企業にとって過重な租税負担をもたらし、ひいては国際貿易の発展を妨げることになる。この国際的な二重課税の排除を避けるために、日本と同様シンガポールにおいても外国税額控除制度を採用している。ただし、日本法人のシンガポール支店は外国税額控除は認められない。

(A)シンガポールの外国税額控除制度は、日本とは異なり、租税条約を締結しているか否かにより、その適用範囲が異なる。

(1)シンガポールと租税条約を締結している国に納付した法人税等の外国税額控除……………

シンガポールの実効税率すなわち40%の範囲内で外国税額控除が認められる。

(2)シンガポールと租税条約を締結していない英連邦諸国(Commonwealth Countries) 以外の国で納付した法人税等の外国税額控除……………

外国税額控除は認められない。

(3)英連邦諸国であるが、シンガポールと租税条約を締結していない

国で、かつ相手国が同様の外国税額控除を認めている場合……

①シンガポール居住法人

- 当該国の法人税の実効税率がシンガポールの実効税率の 2 分の 1 以下である場合—
—全額外国税額控除が認められる。
- 上記以外の場合—
シンガポールの実効税率の 2 分の 1 まで外国税額控除が認められる。

②シンガポール非居住法人

- 当該国の実効税率がシンガポールの実効税率を超えていない場合—
当該国の実効税率の 2 分の 1 まで外国税額控除が認められる。
- 上記以外の場合—
「シンガポールの実効税率—
(当該国の実効税率 $\times \frac{1}{2}$)」まで外国税額控除が認められる。

(B)シンガポールは現在次の 24 カ国と租税条約（正式には「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約」）を締結している。

オーストラリア、バングラディシュ、ベルギー、カナダ、デンマーク、台湾、フィンランド、フランス、西ドイツ、インド、イスラエル、イタリー、日本、マレーシア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェイ、フィリッピン、韓国、スリランカ、スエーデン、スイス、タイ、英国。

5) 配当、利子等収入に対する特別の課税制度

前述のようにシンガポールは賦課課税制度であり、また課税年度は各会社の事業年度にかかわらず 1 月 1 日より 12 月 31 日までの暦年主義を採用している。

この暦年主義は会社の事業所得に対しては適用されないが、

① 配当、利子又は割引料

② 賃貸料、使用料等資産から生ずる所得

に対しては暦年主義にもとづいて課税されるのが原則である。

すなわち、1982年4月1日～1983年3月31日期の会社を例にとれば、当該期の事業所得は、当会社の事業年度に合わせて、1984年に賦課されるが、上記利子等は会社の事業年度にかかわらず1983年1月1日から1983年12月31日までに稼得した収入に対して1984年に賦課される。このように利子等に対しては暦年主義を採用しているために、課税所得計算に対して、特別の配慮をほらう必要がある。

6) 経済拡大奨励法 (THE ECONOMIC EXPANSION INCENTIVES ACT)

による優遇措置をうけている会社の課税所得計算

シンガポールの経済開発を促進するための奨励措置として、経済拡大奨励法が制定されており、9種類の企業に対する税務上の優遇措置が講じられている。

以下日系企業に特に関連していると思われるパイオニア企業及び投資控除について、通常の商品との課税所得計算の違いについて説明する。

1) パイオニア企業 (Pioneer Industries)

パイオニア企業として認可され、パイオニア製品の承認をうけた会社は、パイオニア製品の生産開始日 (Production Day) として指定された日から起算して5年以上10年以下の期間について、パイオニア製品に係る取引から生じた所得（かかる免税措置がないものとして The Income Tax Act 定めるところによつて計算した所得金額）が免税所得となり、非課税となる。

この免税所得計算については、次の点が通常の商品の所得計算と異なる。

① パイオニア企業は免税期間中の各賦課年度において、パイオニア製品から生ずる所得計算に際し、The Income Tax Act 上規定されている減価償却費（取得時償却及び年次償却）の控除が原則として強制される。

(非パイオニア企業については、減価償却費の控除は任意である)

- ②パイオニア企業が主務大臣の承認を得て、パイオニア製品以外の取引を行なった場合において、この取引により損失が生じた場合には、その損失はその期間のパイオニア製品の所得と相殺し、パイオニア利益を減少させなければならない。パイオニア製品以外の取引から利益が生じている場合においても、その利益が売上高所得率（売上高に対する調整後所得の割合）が5%未満の場合には、法定所得 (Statutory Income) は5%とみなされ差額相当額のパイオニア利益が減額され、及び非パイオニア所得が増額され、課税される。

- ③パイオニア期間中に生じたパイオニア製品に係るUnabsorbed Lossについては、同期間中に生じた所得 (Pioneer Profit) との相殺のみが認められ、パイオニア期間終了後の所得との相殺は認められない。但し Unabsorbed Capital Allowance についてはこの限りでない。

実務上は経済開発庁 (EDB) に対する申請により、パイオニア期間中のUnabsorbed Lossに対してもパイオニア期間終了後の所得との相殺が認められているようである。

2) 投資控除 (INVESTMENT ALLOWNCE)

5年を限度とする主務大臣により承認された期間内に為された一定の固定資本支出に対して、一定割合（50%を限度とし、主務大臣により認められた割合）の金額は、投資控除として、法人に課税所得が生じた場合に、その課税所得の範囲内で当該課税所得を減額し、納付税額をゼロにするか、又は減少させることができる。

7) その他

試験研究・開発費用の2重控除制度、輸出促進費用の2重控除制度及び輸出市場開拓費用の2重控除制度にもとづく調整が、課税所得計算上行なわれる。

III おわりに

以上シンガポールの法人税法上の課税所得計算の概要を説明させていただきました。ページ数の関係上多分に説明が不足している点がありますが、なんらかの参考になり、節税に御協力できれば幸いに思います。



気軽に、英語で、講演を（その2）

JAPAN-SINGAPORE
INSTITUTE OF SOFTWARE TECHNOLOGY

中 村 茂

前回のまとめ

多くの聴衆を前にしてのスピーチは、海外でのビジネス活動にとって、大変重要である。このスピーチを成功させる秘けつは、

(イ)相手の聞きたがっている内容を

(ロ)分かり易い筋に組み立てて、

(ハ)しかも、相手のレベル（事前知識）に合わせて話すことである。これは日本語の場合と何ら変わらない。

ただ、馴れない外国語の場合は、口を動かす作業と、筋を組み立てる作業を同時にやったのでは、負担が大きい。そこで、話の内容と順序を図表やイラストの形にしておき、これにそって話を進めるのが楽である。では、どうやってこの種のイメージ情報を作るか。以下では、私がやっている「紙芝居式スピーチ術」によって、これを説明したい。

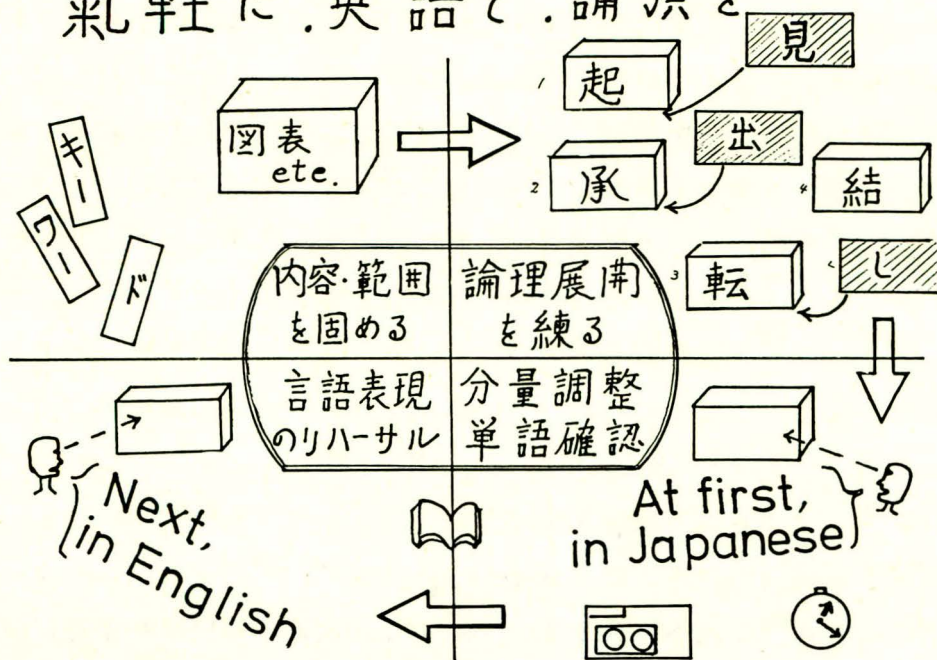
5. 紙芝居のタネの作り方

先づ初めに、先に掲げた、ニーズ把握と内容・範囲の説定、論理の展開順序、レベルと分量（時間数）の調整の3ステップを、できるだけ明確に分離する。さらに、これを図4に示すような具体的な作業の形にブレーク・ダウンすることにより、「書いては消す」という試行錯誤を少なくすることが出来る。

第1ステップ、ニーズ把握と内容・範囲の設定。

相手の立場、経験や年齢を基に、ニーズの当りをつける。これは、新聞やテレビ・業界の会合などでの話題が手掛りになる。とくにシンガポールでのガバナビリティーの高さから見て、政府の施策やガイド・ラインにも注意を払う。そして、そのエッセンスをキーワードとして、タンザク様のカードに一語一枚の形で書く。これは、多いほど良く、また、英語と日本

図4 気軽に、英語で、講演を



語を併記する方が連想イメージが湧き易い。

次に、このキーワードを説明する内容を図表化する。これは、文房具店で売っている 20×15 センチ位のサイズの厚手のカードに英語で書く。この際、1つの図表を余り複雑にしないことがコツであり、タテ10行位、ヨコ10単語位以下を目安にする。図表の枚数は、内容によっても違うが、30分の話に10枚位あれば話し易い。

第2ステップ、話の論理展開を決める

一般に、内容がいくら良くても、話がアチ・コチへ飛んだのでは聞きづらい、つまり、話の筋は簡明でスッキリしていなければならない。これには、起承転結といった4レベル化法。あるいは、弁証法の正・反・合や三段論法などの3レベル化法などがあるが、要は結論が明確であること。また、論理に飛躍や矛盾がないことである。

このためには、先に作った図表のカードを関連性の高いもの毎にグループ化する。例えば、前提となる知識や現状事例を表すカードを第1のグループとし、そこからの推論を第2のグループ。その推論に一見矛盾する説

や事例を第3とし、総合的結論や提言を第4のグループとして、起承転結に組み立てる。工場案内であれば、会社の歴史や規模、営業領域といった総論を第一、相手に関心のある製品、技術を第二、シンガポール経済への貢献や将来計画などを第三、そして最後に、これからの取引依頼や求人などのアピール事項を第四にするなどのグループ化をする。

図表カードのグループ化が終った所で、各グループ内のカードを話す順序に並べ換え、最後に、そのグループを示すサブ・タイトルのカードを作る。また、カード枚数が多い場合には、グループの終り毎に「まとめ」の図表を加える。この2つのカードにより、グループ間の関連性がより明瞭に伝わる。

第3ステップ、レベル調整と論理の確認

使用する図表の内容と順序が決まった段階で、カードからスクリーンへ映すフィルムの形式へ転換する。ここでは、明るい部屋でも手軽に使えるOHP（オーバーヘッド・プロジェクタ）を例として説明する。その作り方は後で述べる。

OHP用のフィルムをトランスペアリンシー・ノート、略してトラペンと云う。このトラペンが出来た所で、これを基にリハーサルする。馴れない間はまず日本語でトラペンを見ながら話してみる。練習台になつてくれる聞き手があればベターであるが、居なければテープレコーダに取る。これを聞き直すことにより、論理の飛躍や矛盾がないことを確認する。また、技術用語やその会社独特の言葉については、相手に即して図表や文章化し、トラペンにする。とくに分かり難い部分は、補足的な事例や、類似用語との比較を示すトラペンを作り、相手のレベルに合わせる。

とくに発音の難かしい言葉、桁数の大きい数字、個有名詞などは、辞引で確認しトラペンのわく（フレーム）へ書き添える。いわばカンニング・ペーパーである。

以上の準備ができたなら、後は紙芝居の要領で、スクリーンに映されるイメージ毎に説明して行けば良い。いわば、紙芝居屋のマネをすれば良い。ただし、私のように心臓が弱い者には、話の切り出しがとくに苦手であ

る。高い所から大勢の人を見ただけで、口はカラカラ、頭の中はカラッポになる。何回やってみても度胸はつかない。

そこで、始めの2～3分間だけは原稿を書いておき、これをゆっくりと読むことにしている。しかも、演壇に上りノボセたトタン眼鏡がくもってしまうケースが多いので、タイプ文字では失敗する。なるべく大きな紙に大きい字で書いておいた方が無難である。

以上のステップを整理して図5に示す。私の場合、分量については、30

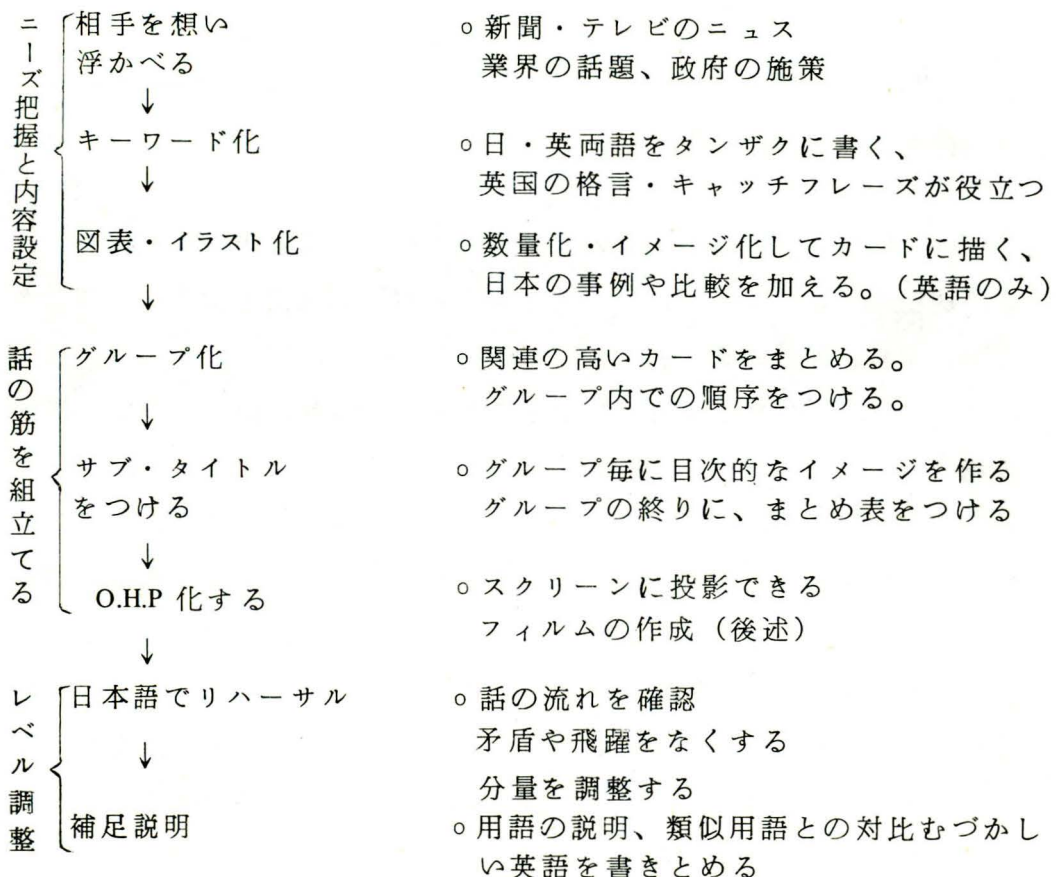


図5 紙芝居式スピーチ術のステップ

分で10枚位の図表という見当のつけ方。また、日本語でのリハーサルの2〜3割増しの時間数としている。この比率は、短かい話でテストし、各自に合ったペースを出しておかれると便利である。

また、話の内容とイラスト・図表との対応関係は、馴れが大切である。この面では、筆者が当会議所の 세미나（57年11月）で使ったテキスト「オフィス・オートメーション入門」が一つのサンプルである。御覧になりたい向は、御連絡下さればお貸しします。

6. OHP 用フィルム（トラペン）の作り方

では、思わず聞き手を惹きつける見事なイメージ、言葉の壁を乗り越えて意味を伝えるトラペンは、どうしたら作れるか。その秘けつは制作の道具と方法にある。

(1) 直接フリーハンドで書く方法

これは一般にOHPに馴れない人が、最も良くやる方法である。A4サイズの透明なトラペン用紙に、マーキング・ペンで直接手で書く。このペンには、水性と油性がある。

水性で書いたものは、湿った布などでこすれば容易に消せるので、修正が容易である。その反面、手のしめりけや油で字がボヤけたり、滲んだりするので、何度も同じトラペンをを使うケースには不向きである。

油性のペンを使えば、こうした欠点は克服できる。しかも、専用の消去液があるので、これを使えば修正も容易である。専用液を切らしても、ペンジンやアルコールでも消去できるが、トラペン用紙（フィルム）自体が溶けることもあるので、テストしてから使った方が無難である。なお、水性とも、黒一色よりも5色位のセットを利用した方が効果的である。

この直接書く方法は、簡単に作れるという長所はあるが、滑り易いトラペン上に、並びの良い字や円グラフ等をフリーハンドで書くのは、余程の能筆家でないと難かしい。この目的からは、複写機を使った次の方法がより効果的である。

(2) 通常複写機で作る方法

この方法では、一旦白地の紙の上へ黒色マーカで文字、図形を書く。こ

れを原図として、複写機を使つてトラペンの上へ転写する。紙の上へ書くので、(1)よりはズット容易である。但し、複写機によつて使用すべきトラペン用紙が微妙に違うので、複写機メーカーに相談された方が良い。

(3) キレイな文字、図形を書く方法

フリーハンドで書いた英文字は、通常余り見バエがしない。また、円グラフなども難かしい。これを解決するには、下記4つの方法がある。

(イ)レタリング・シールを貼る方法

各種サイズ、字形のシールがある。これを英文字一字ずつ切り、ワードに並べて白地紙に貼る。これを原稿として、上記複写機でトラペンを作る。但し、これはかなり時間がかかるので、数枚位のケースでしか実用的でない

(ロ)ロットリングによる方法

ロットリングとは、均一な太さ、濃さの線を書くのに適した、特殊なペンであり、製図によく使われる。このペンの附属品として、各種サイズ、字形のステンシル（文字形に穴のあいた定規）を売っている。これを用いて原稿を作れば、誰れでもキレイな字が書ける。

なお、これには専用コンパスや楕円その他の図形用ステンシルもあるので、図形表示を要するケースにも適している。（図6）

INFORMATICS '83

10-13 MAY 1983 at Mandarin Hotel

Banking Automation
Speaker: Shigeru Nakamura

図 6 ロットリングで書いた文字の例
（サイズ・字体は各種あり）

(ハ)専用レタリング・ディスクによる方法

より均一な文字レイアウトと鮮明なりんかくを希望するケースには、OHP用のレタリング・ディスクを用いる。文字の形、サイズ・文字間隔も各種のものが選べる。但し、機械がかなり高価（1台約千ドル）なので、よく使うケースに限られる。なお、タマにOHPを作りたいケースでも、3M社のショールームへ行けば、消耗品費でいどで、このディスクが利用可能である。

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

Executive Secretary **Yoshihiro Kawasaki**

図 7 レタリング・ディスクで書いた文字の例

(ニ) 通常のタイプ文字によるケース

これは最も手軽ではあるが、そのままでは文字が小さく、スクリーン上の文字が読みづらい。これを解決するには、次に述べる拡大複写機との併用が役立つ。

(4) 本などのマンガ・イラストを使うケース

本やパンフレットにあるイラスト、図形をOHPで映せば、一層聞き手を惹きつける。また、原稿作成の手間も省ける。さらに、パンフレット類を全員に配るよりも、経済的でもある。これには、次の2つの方法がある。

(イ) 白黒イメージで良いケース

日本語の本に出てくる図形、イラストからトラペンを作りたいケース等である。

まづ、元のネタ本からコピーを取る。ついで、日本語の説明文などを英訳し、別の白地用紙にタイプする。原図コピーの日本語部分を白色修正液

で消した上へ、このタイプしたものを貼る。これを原稿として、拡大機能付き複写機で、トラペンのサイズ（A4版）に拡大し、これをベースに上記の方法でトラペンを作る。

自社の複写機に拡大機能がない場合は、ミノルタやキャノンの展示ルームへ行けば利用できる。トラペン用紙も備え付けてあることが多いので、用紙込みで一枚1ドル以下で作れる。

なお、拡大率には面積比で $\sqrt{2}$ （キャノン）と2倍（ミノルタ）の2通りがある。 $\sqrt{2}$ でも2回くり返せば2倍にはなるが、多少とも画像が劣化するので、元の前稿サイズに合わせて、拡大率を使い分けた方がよい。

(ロ) 原稿のカラーを生かしたいケース（忠実色）

営業用パンフレットからトラペンを作りたいケースなどが適例である。これには、原稿のサイズに応じて、2通りの制作法がある。

原稿自体がトラペンとほぼ同じ大きさか、より大きい場合は、その原稿をゼロックス社のサービス・センタへ持ち込めば、カラーのトラペンを作ってくれる。

原稿サイズが小さい場合は、一旦これをカラー・スライド化してから、上記へ持って行く。

ただし、いずれの場合も、一枚数ドルも掛るので、特定のケースに限られる。

(5) カラーで区別や強調したいケース（識別色）

原稿は白黒でも、スクリーン上ではカラーにより色分けした表示をしたケース、一部強調すべき部分を異なったカラー表示したいケースに用いる。

(イ) 円グラフ等の色分け表示

例えば、5つの部分に分けられた円グラフに、5色の色分けをつけたいケースである。これを色のペンを塗りつぶしたのでは、ムラが出て、見映えがしない。

それには、一旦、白黒原稿から透明地に黒文字のトラペンを作る。これに、OHP用カラー・タグ・シートを部分毎に色を変えて貼る。このシー

トは5色20枚のセットが35ドル程度で、ウラに接着剤がついた薄いセロハン紙である。図形の形、大きさに切つてトラペンに貼ると、スクリーン上に極めて鮮明な色が表示できる。

(ロ) 明るい部屋での文字抜き

特に明るい部屋では、スクリーン全体（バック）を黒又は色地とし、文字等のイメージ部分を白色にしたいケースがある。普通の部屋でも、このリバース・タイプの方が目が疲れず、読みやすい。この用途には3M社製の専用トラペン用紙を用いる。これには、バックが黒で文字等が白透明のもの、バックがグリーン等の色地で、文字が白抜きになるもの、バックと文字が異った色に発色するものがあり、効果的である。

ただし、この種のトラペンは、普通の複写機では発色せず、サーモファックスという専用機が必要となる。これは一台約14百ドル位するので、使用ひん度が少ない会社では、3M社の展示ルームを利用する方法がある。この場合、フィルム代を入れて、一枚約1.5ドル位である。

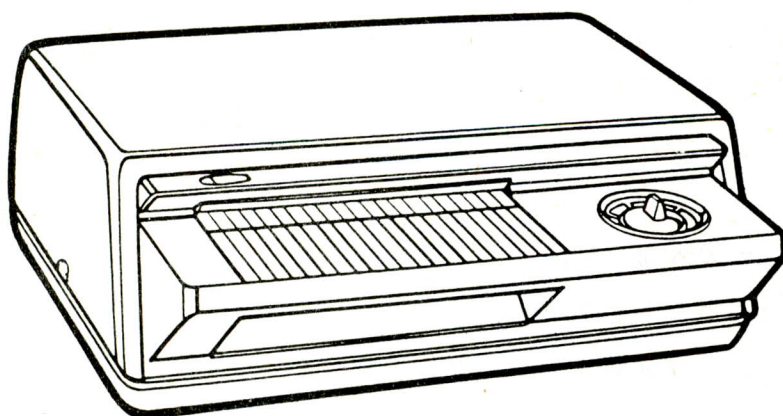


図 8 専用トラペン作成機（サーモファックス）

(6) 特に多数回、同じ説明をするケース

工場案内などで、来訪者がある度に、ほぼ同じ説明をするケースがある。この目的には、長期間変色せず、破損に強いこと。誰れでも扱い易いこと。説明時間の長さに応じて、取捨選択が容易なこと等が望まれる。

この目的には、たとえば白黒の図や文字でも上記(5)のサーモファックス方

式でトラペンを作り、厚紙のわく（フレーム）を付ける。このわくには、話の順序、各枚毎の説明のポイント、重要度ランク等をエンピツで記入しておけば、誰れでもほぼ同じ話ができる。ここで重要度とは、必須のポイントを表わすトラペンをランク A、やや詳細な部分をランク B、その他をランク C とする。説明時間が仮りに一時間ならば、A、B、C 全てを使う。30 分なら A と B、20 分なら A のみを使うといった調整用である。こうしたランク付けにより、その場の状況に即した時間調整が容易になる。

(7) その他

OHP に関しては、この他偏光板や偏光シートによる動きの表示、その場で記入すればカラーの文字や図形が表われる特殊ペンがある。しかし、シンガポールでは入手が困難なこともあり、省略する。

最後に OHP 利用時に必要な機材についてふれる。OHP はスライドと異なり、部屋を特に暗くするといった必要はない。そのためカーテンの設備は不要である。スクリーンは白カベでも良いが、できれば用意したい。

OHP 自体は、使用場所が特定できるケースは据付式、一台を共有するケースではポータブル式を用意する。一台約 500 ドルから 900 ドル迄のものがある。使用ひん度が少ない場合は一時借用も可能であり、1 週間で約 45 ドル位である。（図 9）

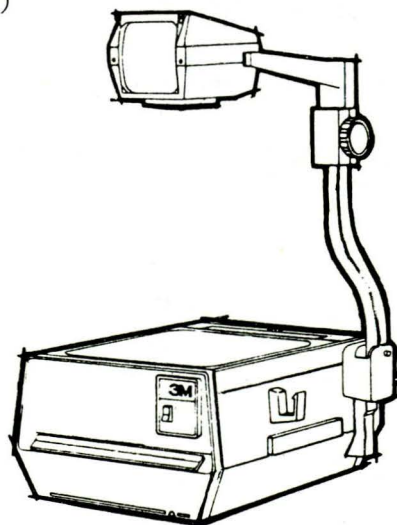


図 9 OHP（据付型）

7. 幸運の女神はハゲ頭

有名なドイツの諺に、「幸運の女神はウシロ髪を持たない」と云う。つまり、チャンスが去ってからでは、禿げた後頭部はつかまらないという意味である。

シンガポールの英語は、Singuish とまで云われる通り、時によりナマリが入る。したがって、多少舌の廻りの遅い Japanguish で話をして、大目に見てもらえる。チャンスである。この点、アメリカなどでの会合となると、そんな容赦は一切してくれない。

当、商工会議所の皆様の中には、将来欧米ビジネス界へも転勤し、活躍を期しておられる方も多いと思われる。多少暑すぎる点はあるが、シンガポール勤務を絶好のチャンスとして、ぜひ英語でのスピーチ経験にチャレンジされてはいかがだろうか。

(附)

本文で紹介した OHP、コピーに関するサービスについては、下記の方々から資料の提供を戴いた。ここに謝意を表したい。なお、本文中のコストはあく迄も概算であり、具体的には、直接確かめて戴きたい。

ミノルタ、賀川一正氏 Tel: 2702928

キャノン、井出考志氏 Tel: 2735311

3 M Mr. Johnny Ow Tel: 4548611

RANK XEROX Ms. Liew Geok Heong Tel: 3362266

日系企業の活動等に関するアンケート調査

(社) 日本在外企業協会
シンガポール相談所
所長 辻 彰一

当協会の活動は多岐にわたっているが、その活動の一環に通産省が派遣する「海外投資活動調査団」に側面から協力する仕事があり、年初には森山信吾氏（通産省顧問・元通商産業省資源エネルギー庁長官）を団長とする通産ミツシヨーンタイ及びシンガポール投資環境調査団に協力して、その意向を受けて在星各社にアンケート調査の回答を御願いした処、多大の御協力を頂くことが出来たこと、ここに厚く御礼を申し上げる次第である。

アンケート調査表の発送先は、シンガポール日本商工会議所と日本在外企業協会の在星メンバーである430社程であったが、その半数近い企業からタイムリーに回答を頂き、非常に貴重な調査結果を得ることが出来た。

一方、御協力頂いた企業の中から、集計の結果を知りたいという希望が寄せられていたが、最近調査団から公表の諒承を頂いたので、各社の御協力に対し重ねて感謝しつつ、ここに「集計表」を掲載し、御参考に供することとした。

在外日系企業の活動等に関する アンケート調査「集計表」

昭和 57 年 12 月
日本在外企業協会

国 名 シンガポール

有効回答数 197 件

調査票発送件数 429 件

回答率 45 %

A. 現地での企業運営について

1. 企業環境

① 現地国の全般的な景気動向についてどう思いますか。また、今後 1 年間でどう変化するとお考えですか。

現 状		1 年後	
9	イ. 良い	38	イ. 良くなる
140	ロ. 悪い	47	ロ. 悪くなる
48	ハ. 普通 (どちらとも言えない)	101	ハ. 変わらない
		11	ニ. わからない

② 現地国の物価上昇率 (インフレ率) についてどう思いますか。また、今後 1 年間でどう変化するとお考えですか。

現 状		1 年後	
64	イ. 高い	37	イ. 鎮静化する
59	ロ. 低い	33	ロ. 悪化する

74	ハ. 普通 (どちらとも言えない)	101	ハ. 変わらない
		14	ニ. わからない

③ 貴社の所属する業界の景気動向についてどう思いますか。また、今後 1 年間でどう変化するとお考えですか。

現 状		1 年後	
22	イ. 良い	38	イ. 良くなる
118	ロ. 悪い	45	ロ. 悪くなる
53	ハ. 普通	101	ハ. 変わらない
		7	ニ. わからない

上で『悪い』あるいは『悪くなる』と答えたのはなぜですか。その理由を具体的に記入して下さい。

- 理由
- 1. 世界的不況、需要減退
 - 2. 過剰設備、過当競争
 - 3. シンガポール・ドル高
 - 4. 保護貿易政策の台頭
 - 5. 韓国、台湾、香港の安売り
 - 6. 米国の高金利

④ 貴社の企業運営に対して、外資であるがゆえの現地政府による何らかの規制がありますか。ある場合は具体的な内容を記入して下さい。

19	イ. ある	内容	1. オフ・ショアー・バンクの制限 2. 建設業の現地業者への優遇措置 3. 小売業の出費比率の制限 4. 建築家のライセンス 5. 日本人駐在員数の制限
174	ロ. ない		

⑤ 前問④で『イ. ある』と答えた企業にお聞きします。その現地国政府による規制は、貴社にとって特に障害になっていますか。

13	イ. 障害となっている
6	ロ. 特に障害となっていない

2. 労 務 関 係

① 貴社においては、従業員の募集をどういう形態で実施していますか。

◎ ○ 管理職について

15	108
4	38
1	8

- イ. 公募
ロ. 縁故採用
ハ. その他 (

〔複数採用の場合は2つ以上に○印を付けて下さい。そのうち最も多く採用したものには◎印を付けて下さい。〕

◎ ○ 一般従業員 (除く管理職) について

33	148
6	39
2	10

- イ. 公募
ロ. 縁故採用
ハ. その他

② 従業員及び管理職の採用に当たり苦労した点がありますか。あればその内容を具体的に記入して下さい。

- 89 イ. ある → 内容 (1. 高い転職率 2. 労働力不足 3. 高学歴者の寡少性とその高賃金 4. 低い教育・技術水準 5. 実力以上の給与要求 6. 日本の経営導入が困難 7. 徴兵制度 8. 人種で決まる職種)

90) ロ. ない

③ 現地国の労働者の質は一般的に言ってどうですか。

- 7 イ. レベルが高い
81 ロ. ほぼ満足ができるレベルである
87 ハ. やや不満がある
17 ニ. レベルが低い

④ 貴社の従業員の定着率及び欠勤率はどうですか。

定着率	欠勤率
73 イ. 高い	2 イ. 高い
97 ロ. 普通	94 ロ. 普通
26 ハ. 低い	93 ハ. 低い

⑤ 貴社の従業員の賃金水準は、進出時に考えていた水準に比べてどうですか。

- 126 イ. 高い
53 ロ. 考えていたものと同水準
2 ハ. 低い

⑥ 従業員 (除く管理職) に対する研修制度がありますか。ある場合には具体的な内容を記入して下さい。

- 79 イ. 企業内研修がある (出資者への派遣も含む)
54 ロ. 外部研修制度を利用している
89 ハ. 研修制度はない

- 内容 (1. 日本への研修派遣 2. 外部の研修、セミナーへの派遣 3. 通信講座の受講 (産能大コース) 4. OJT、QC活動 5. 日本語の学習)

⑦ 管理職 (現地人の) に対する研修制度がありますか。ある場合には具体的な内容を記入して下さい。

- 69 イ. 企業内研修がある (出資者への派遣も含む)
52 ロ. 外部研修制度を利用している
77 ハ. 研修制度はない

- 内容 (1. 日本への研修派遣 2. 外部への研修、セミナーへの派遣 3. 通信講座の受講 (産能大コース) 4. OJT、QC活動)

⑧ 貴社には労働組合がありますか。

- 35 イ. 企業内組合がある
17 ロ. 外部の組合に加入している者がいる
139 ハ. 組合はない

。「ハ. 組合はない」と答えた企業にお聞きます。
組合結成の動きはありますか。

- 0 ニ. 組合結成の動きがある
134 ホ. " はない

⑨ 前問⑧で、「イ. ロ. 組合あり」と答えた企業にお聞きます。
組合活動は活発ですか。

- 4 イ. 活発
25 ロ. 普通
21 ハ. あまり活発でない

組合活動が業務に対して支障を及ぼしていますか。支障のある場合その具体的な内容と対策をお聞かせ下さい。

34 イ. 支障なし

3 ロ. 支障あり

支障の内容と対策

⑩ 総じて労使関係は良好ですか。良好でない場合はどういう点で良くないのか及びこれに対する対策を記入して下さい。

113 イ. 良好

66 ロ. 普通

0 ハ. 良くない

良くない点

- a. 賃金問題
- b. 賃金以外の待遇問題
- c. 人員配置問題
- d. その他（

対策

3. 生産・販売関係

① 貴社が製造業でない場合は④に進んで下さい。

貴社が原材料を仕入れるにあたって、何か問題点がありますか。ある場合は具体的に記入して下さい。

48 イ. 問題なし

22 ロ. 問題あり → 内容

- 1. 日本からの輸入率が高い
- 2. ストックの常備が不安定
- 3. コスト、納期が不安定

② 貴社の生産過程において、何か問題点がありますか。あれば具体的な内容を記入して下さい。

51 イ. 問題なし

17 ロ. 問題あり → 内容

- 1. 生産性が低い
- 2. ロスが多い
- 3. 技術が低い
- 4. 作業、品質改善意欲薄
- 5. 合理化が進みにくい

③ 貴社は生産過程において、下請けを使っていますか。使っている場合何か問題点がありますか。あれば具体的な内容を記入して下さい。また、使っていない場合、何故使っていないのか。その理由をお聞かせ下さい。

33 イ. 下請けを使っている → 問題点

- 1. 品質の問題
- 2. 納期の問題
- 3. コストの問題

41 ロ. 下請けを使っていない → 理由

- 1. 不要
- 2. 信頼性の欠如
- 3. 自製率向上のため

④ 貴社の製品の主要販売ルートは次のうちどれですか。

7	20	イ. 日本側出資者（商社）の販売網
6	25	ロ. “ （商社以外）の販売網
0	15	ハ. 日本側出資者以外の商社の販売網
1	14	ニ. 現地パートナーの販売網
14	68	ホ. 貴社独自の販売網
0	6	ヘ. その他（代理店）

〔複数ある場合は該当するものすべてに○印を付け、最も重要なものに◎印を付けて下さい。〕

⑤ 貴社が販売活動をするにあたって、何か問題となる点がありますか。ある場合は具体的な内容を記入して下さい。

84 イ. 問題なし

22 ロ. 問題あり → 内容 (1. 過当競争
2. 価格志向が強く品質維持困難
3. 輸出保険制度の不備
4. 代理店に日本の販売精神なきこと)

⑥ 現地の輸送網についてどう思いますか。

71 イ. 発達している
34 ロ. ほぼ満足できる
14 ハ. やや不満がある
1 ニ. 未発達

ロ〜ニを選んだ企業にお聞きます。具体的に不満点を記入して下さい。
不満点 (1. マレーシア向定期トラック便がなくコスト高
2. 迅速性の欠如
3. 破損事故の多発
4. 中小型の特殊用船困難
5. 業者の能力不足)

⑦ 現地には日本にみられない商慣習がありますか。あれば具体的な内容を記入して下さい。また、その商慣習は貴社運営上の障害となっていますか。

66 イ. 独自の商慣習なし

46 ロ. " あり → 内容 (1. 手形制度が無い
2. 販売スタッフへのコミッション制度
3. ギャランティ・セール
4. 華僑の身内意識による差別)
貴社運営上の障害となっているか

14 a. 障害となっている
21 b. " となっていない

4. 財務関係

◎ ○ ① 貴社は資金調達をどのような方法で行っていますか。

15 53 イ. 日本側出資者からの借入れ
2 5 ロ. 現地パートナーからの借入れ

◎ ○
21 89
12 31
2 23

ハ. 現地金融機関からの借入れ (日系の銀行)
ニ. " (日系以外の銀行)
ホ. その他 ()

〔複数ある場合は、該当するものすべてに○印を、主たるものには◎印を付けて下さい。〕

② 現地金融機関からの借入れを行っている企業にお聞きます。現地での借入れは日本国内での借入れに比べてどうですか。

58 イ. 比較的簡単に借入れ可能
51 ロ. 日本国内と同程度である
5 ハ. 日本国内での借入れに比べて困難である

どういふ点で困難ですか。

6 a. 金利が高い
3 b. 担保・保証人条件が厳しい
1 c. 貸出審査が厳しい

0 d. 現地政府等の規制がある → 内容 ()

0 e. その他 ()

5. 企業運営についての総論

① 現地国における全般的な企業環境について、どうお考えですか。

33 イ. 良い
83 ロ. ほぼ満足できる
56 ハ. やや不満がある
12 ニ. 悪い

ロ〜ニを選んだ企業にお聞きます。どういった点に不満がありますか。以下

◎ から3つ選んで○印を付けて下さい。また最も不満な点には◎印を付けて下さい。

16	52	a. 景気等の経済環境
8	85	b. 従業員の質
0	6	c. 労働組合
2	16	d. 原材料の確保が困難
3	26	e. 下請け問題
3	18	f. 販売
0	15	g. 交通網
1	9	h. 資金調達
4	33	i. その他(高賃金、転職、政府政策の激しい変化、過当競争)

② 貴社では現地社会との融和を図るために、何か具体的な対策を実施していますか。

52	イ. 実施している	内容	1. 諸団体への寄付金 2. リクリエーションの実施 3. 従業員の教育 4. サッカーチームの日本からの招へい 5. 福祉事業への協力 6. 現地化の推進 実施 annual dinner
123	ロ. " していない		

③ 現地企業の運営上の問題点を改善するため、日本政府・JETRO等に対しての要望事項あるいは具体的提案を記入して下さい。

1. 日本の労働倫理、職業倫理に係るビデオ・フィルムの作成提供
2. 景気見通しや資料の定期的提供
3. OA化への協力
4. 労働関係の資料提供(賃金体系、休暇、医療費の取扱い等)
5. 日星友好関係維持の努力
6. 留学生受入れの援助強化
7. 日本語の文化センター、語学センターの設立
8. 星政府の政策、方針の解説、報告提供
9. 日本におけるシンガポール人の研修、教育の受入れ体制の強化
10. JIS 規格の適用の容易化
11. JTC 工場ビルrental料の急激な値上げに対する抑制努力
12. CPF, SDF の会社負担額軽減を星政府に要請
13. 転職防止に関し星政府に意見の提出

B. 生活環境について (あなた個人の意見をお聞かせ下さい)

1. 治 安

① 現地の治安はどうですか。

130	イ. 良い	
56	ロ. ほぼ満足できる	
8	ハ. やや不安である	
3	ニ. 不安である	
0	ホ. 生命の危険を感じる	

○ 最近あなたの身の回りで不安を感じるような事件がありましたか。

あれば具体的内容を記入して下さい。

57	a. 事件なし	
37	b. " あり	

→ 内容 (強盗、金庫破り、教科書問題の時
盗難、交通事故、若者にかまれた。
傷害、空巢、
痴漢、すり、

2. 住 宅

① あなたは現在どういうところに住んでいますか。

6	イ. ホテル	
80	ロ. 社 宅	
98	ハ. 借 家 (社宅以外)	
12	ニ. 借 間	
1	ホ. その他	

② あなたの会社では、日本人従業員のための住宅供給はどうしていますか。

88	イ. 社宅制度がある	
111	ロ. " はないが、家賃を補助している	
13	ハ. その他の制度がある	

1. 家賃が収入の一定率を超えた
場合救済制度あり
2. 全額会社負担

ニ. 制度はない

③ 現在住んでいる地域は、いわゆる「日本人村」のようになっていますか。

161	イ. 「日本人村」になっていない	
35	ロ. 「日本人村」になっている	

○ 「日本人村」についてどうお考えですか。

(好ましくない (38) 一長一短 (13)
問題なし (31)
止むなし (26))

④ 現在住んでいるところには満足していますか。(建物も含めて)

90	イ. 満足している	
66	ロ. ほぼ満足している	
27	ハ. やや不満がある	
14	ニ. 不満である	

○ ロ～ニを選んだ方にお聞きます。どういう点で不満をお持ちですか。具体的に記入して下さい。

(高家賃 (36) 交通の便が悪い (6)
騒音 (11) 家主とのトラブル (4)
メンテナンスの不備 (11) 公共の場所が不潔 (4))

3. 食料品及び生活必需品

① 現地における食料品及び生活必需品の物価はどうですか。

- 101 イ. 高い
88 ロ. 普通
8 ハ. 安い

② あなたが食べたいと思うもので、現地において入手困難なものは何ですか。具体的に記入して下さい。

(鮮魚 日本酒
野菜 日本米 * さしみ、たらこ、カマボコ
和菓子 うに、つけもの、しょうが
なまこ、うなぎ、なすび)

4. 医療

① もし、病気になった時には、どういう医療施設に行きますか。

- 13 イ. 企業独自の医療施設
31 ロ. 日本人医師のいる医療施設
178 ハ. 現地の病院ないし開業医
0 ニ. その他

② あなたは、現在の医療体制に対して満足していますか。不満を感じる場合は不満な点と改善策をお聞かせ下さい。

- 68 イ. 満足している
67 ロ. ほぼ満足している
50 ハ. やや不満がある
12 ニ. 不満である
- 不満な点
(医療レベルに対する不安 (29)
言葉 (23) 高医療費 (15)
健保書類のわずらわしさ (10))
- 改善策
(邦人医師の診療所又は病院の設立 (26)
健保請求の簡素化 (6)
信頼できる医師リストの作成 (4))

5. 教育

① 現在の教育制度（現地国でも日本でも結構です）について満足していますか。不満がある場合は、具体的内容と改善策を記入して下さい。

- 75 イ. 満足している
63 ロ. ほぼ満足している
31 ハ. やや不満がある
17 ニ. 不満である
- 不満な点
(帰国子女受け入れ体制の不備 (21)
現地に高校がない (11)
高額な入学金、授業料 (8)
教師の質、熱意にバラツキがある (8)
知識教育の偏重 (5))
- 改善策
(帰国子女受け入れ体制の充実化 (15)
日本政府援助の拡大 (6)
日本人高校の設立 (5)
入試制度の改善 (3)
ボーディング・スクールの設立 (2))

② ところで、あなたのお子様は就学年令に達していますか。

- 117 イ. 達している
○ 小学生 () 人
○ 中学生 () 人

69 ロ. 達していない、あるいは学校は卒業した

③ ②でイの場合、あなたのお子様は現地で就学されていますか。

- 103 イ. 就学している () 人
○ a. 小学生
○ b. 中学生

26 ロ. 就学していない（日本で就学している）

○ 就学されている場合、どういう学校に行っていますか。

- 96 (i) 日本人学校
0 (ii) 現地の学校
5 (iii) アメリカンスクール

0	(iv) 補習授業校
0	(v) 通信教育
1	(vi) その他 (インター・ナショナル・スクール)

6. 情報 (個人生活についての情報)

① 日本からの情報は主にどのようなルートで入手していますか。また、そのルートによる情報はどの程度遅れて到着しますか。遅れを右の () 内に記入して下さい。

197	イ. 日本の新聞	(1 日) 遅れ
138	ロ. 日本の雑誌	(1 週間) "
19	ハ. 日本のテレビのVTR	(/) "
68	ニ. 日本側出資者のテレックス	
9	ホ. 商社のテレックス	
14	ヘ. 日本政府ないし政府系機関の配布物	
22	ト. その他	

新刊書
NHK 海外放送
本社からの情報提供

[重複可]

② 日本からの情報には、どのような内容のものを希望しますか。

146	イ. 日本の政治情勢
172	ロ. " 経済 "
133	ハ. " 文化 "
75	ニ. 娯楽 (芸能関係)
114	ホ. 娯楽 (スポーツ)
13	ヘ. その他

新技術情報
金融情報

[重複可]

③ 前問②の希望に対して現実はどうですか。

72	イ. 満足
70	ロ. ほぼ満足
36	ハ. やや不満
11	ニ. 不満

ロ～ニを選んだ方にお聞きします。どういう点で不満をお持ちですか。

26	a. 遅い
50	b. 内容が不足している
11	b-1 政治
29	b-2 経済
29	b-3 文化
17	b-4 芸能
20	b-5 スポーツ
6	b-6 その他 ()
9	c. その他 ()

新聞・書籍が高価

[重複可]

7. 生活環境についての総論

① あなたは、現地の全般的な生活環境についてどうお考えですか。

66	イ. 生活し易い
112	ロ. ほぼ満足
19	ハ. やや不満
0	ニ. 生活しにくい

ロ～ニを選んだ方にお聞きします。どういった点に不満がありますか。以下か

◎ ○ ら3つ選んで○印を付けて下さい。また最も不満な点には◎印を付けて下さい。

23	61	a. 気 候
----	----	--------

◎	○
0	3
11	42
2	20
0	23
3	56
4	30
1	32
2	13

- b. 治安が悪い
c. 住宅事情
d. 食料品
e. 日用品
f. 医療
g. 教育
h. 情報
i. その他

文化・芸術の楽しみが少ない
自動車が高価、交通の便が悪い
娯楽がとぼしい

② 現地での生活上の問題点を改善するため、日本政府・JETRO等に対しての
要望事項あるいは具体的提案を記入して下さい。

- 教育費の負担軽減に努力して欲しい
- 海外子女教育及び帰国子女受入れ制度の強化に努力して欲しい
- 健康保険制度の改善に提言して欲しい
(健保の申請書類が煩雑すぎる。英語の申請用紙を作成して欲しい)
- 日本人医師の受入れに努力して欲しい
- 家賃高騰の鎮静化を星政府に訴えて欲しい
- 娯楽がとぼしいので日本のテレビ番組の放映又は VTR の提供に努力し
て欲しい
- シンガポール人の日本理解度が低いので、人、文化の交流を一層拡大し
て欲しい
- 日本からの進出を秩序あるものとするために、いろいろな面でガイドラ
インを整備し、進出企業に提供して欲しい
- 日本産米の輸出を認可して欲しい
- 日本からの講演会、映画、ショー等の提供
- 日本人学校への国庫補助の強化

C. 赴任前研修について

1. 本人研修

① 現地に赴任する前に研修を受けましたか。

- 47 イ. 受けた
143 ロ. 受けない

② 前問①で「イ. 受けた」と答えられた方は、その内容をお聞かせ下さい。

- 研修の主催者
- | | |
|----|-----------|
| 40 | イ. 日本側出資者 |
| 0 | ロ. 公的研修機関 |
| 6 | ハ. 民間 " |
| 6 | ニ. その他 |

- 研修の内容
- | | |
|----|------------------|
| 29 | イ. 語学研修 |
| 28 | ロ. 現地国における業務について |
| 5 | ハ. " 生活 " |
| 8 | ニ. その他 |
- 技術研修
工場の製造研修

○ 時 期 赴任 (2.65) 日 前
月 該当に○を付けて下さい

○ 期 間 (1.52) 日
週 間 月

③ 赴任前研修はあなたにとって役立ちましたか。

38	イ. 役立った	→	○役立った点	1. 語学の勉強 2. 業務の予備知識の体得 3. 任地状況の理解 4. 赴任の心構え
13	ロ. 役立たなかった			

○なぜ役立たなかったのですか

理由	1. 内容が一般的すぎた 2. 短期間のわりに内容が多すぎた 3. 日本側の情報不足
----	--

改善策	1. 現地の情報を更に多く集める 2. 研修期間を長くする 3. 早く赴任させ、現地での引継ぎ期間を長くする
-----	--

④ ①で受けなかったと答えた方にお聞きます。赴任前の研修はあった方が良いと思いますか。

54	イ. あった方が良い	→	内容	1. 語学研修 2. 現地の社会、生活事情の研修 3. 業務内容の研修
46	ロ. なくてもかまわない			
4	ハ. どちらとも言えない			

2. 家族研修

① あなたの赴任前に、ご家族に対して研修はありましたか。

22	イ. 家族研修があった
157	ロ. " はなかった

② 前問①で『イ. 家族研修があった』と答えられた方はその内容をお聞かせ下さい。

○研修の主催者	11	イ. 日本側出資者
	0	ロ. 公的研修機関
	6	ハ. 民間 "
	0	ニ. その他

○研修の内容	2	イ. 語学研修
	20	ロ. 現地国における生活について
	2	ハ. その他

○時 期	赴任	(1.6)	日 前
------	----	-------	-----

該当に○を付けて下さい

○期 間	(7.68)	月 週 間
------	--------	-------

③ 家族研修は、ご家族にとって役立ったと思いますか。

15	イ. 役立った	→	○役立った点	心構えができ、不安が減った 生活事情が判った
4	ロ. 役立たなかった			

○なぜ役立たなかったのですか

理由	内容が一般的で常識程度 短期間
----	--------------------

改善策	
-----	--

④ ①で『ロ. 家族研修はなかった』と答えた方にお聞きます。赴任前の家族研修はあった方が良いと思いますか。

54	イ. あった方が良い	→	内容	生活事情 (12) 治安 (5) 語学 (10) 文化、風習 (4) 子女教育 (8)
64	ロ. なくてもかまわない			
20	ハ. どちらとも言えない			

3. 赴任前研修についての総論

① 赴任前研修をより一層充実させるために、日本政府、JETRO等に対する要望事項あるいは具体的提案を記入して下さい。

1. 国別にまとめた生活マニュアルの作成
2. 国別の講習会の開催
3. 経験者との懇談会
4. 政治、経済、法律、生活、文化、諸手続（電話、免許、T.V.等）
学校、医療等の情報提供
5. 日本の主要都市での定期的研修会の開催
6. 日常会話テキストの作成
7. 公的研修機関の設立

1983年度NWC勧告 — 仮 訳 —

シンガポール日本商工会議所

シンガポール共和国

総理大臣

李 光 耀 殿

拝 啓

1983年度NWC勧告の件

1. NWCの新しいやり方 (NEW-STYLE NWC)

NWCは第12回会議において新しい審議方法を採用した。交渉は全国レベルで直接労使代表により行なわれた。政府代表は関連情報を提供し、全会一致で現実的かつ公平な賃上げ勧告の結論に到達するように専ら努め、なるべく前面にでることを控えた。

NWC勧告に当り全般的な経済条件のみが考慮されたことを指適しておかなければならない。実施にあたっては、企業業績と従業員への賃金支払の関係が明確となるようNWC勧告を個別企業の特種条件に適合させなければならない。また、経営者が同一でない仕事や責任に対して同一賃金を支払わないことは大切なことであり、非同一労働同一賃金は生産性の向上や効率化に決して役立たない。

2. 1983年度賃上げ水準 (QUANTUM OF WAGE INCREASE FOR 1983)

1983年度(1983年7月1日～1984年6月30日)において、NWCは10Sドル+2%～6%(グループ相殺付)の賃上げを勧告する。この賃上げ勧告の結論に到達する過程で、NWCは雇用者のCPF負担率を1%引き上げて23%とするとの政府決定を考慮に入れた。NWCは経済成長、シンガポール製品の国際競争力、生産性、インフレーション、労働市場動向、経済再編成等関連要因を検討した後、全会一致で今回の賃上げ勧告の結論に達した。

敬 具

LIM CHONG YAH

NWC 議長

シンガポール大学経済学部教授

(備考)

本勧告の審議に際しては、下記3名の方がシンガポール日本商工会議所の代表として参加されました。

(MEMBER) 水戸 清氏 (HITACHI ZOSEN ROBIN
DOCKYARD PTE. LTD.)

(ALTERNATE MEMBER) 大塚 泰氏 (CHIYODA SINGAPORE PTE. LTD.)

(ALTERNATE MEMBER) 後藤 敏邦氏 (TOMY (S) PTE. LTD.)



17 May 83

Mr Lee Kuan Yew
Prime Minister
Singapore

Dear Mr Lee

1983 NWC GUIDELINES

New-Style NWC

The NWC adopted a new style in its deliberations in its 12th session. Negotiations were carried out at the national level directly between employers' and union representatives. The Government representatives took a lower profile, providing relevant information and participating in the deliberations mainly to lend support to the achievement of unanimity in arriving at a realistic and equitable wage increase guideline.

It must be pointed out that in recommending national guidelines, only overall economic conditions are taken into consideration. In implementation, employers and unions must adapt the national guidelines to suit the special conditions of their companies so that the nexus between company performance and payment to employees is more clearly established. It is important, too, that management do not give equal pay for unequal work and responsibility, as this is not conducive to the promotion of productivity and efficiency.

Quantum of Wage Increase For 1983

For 1983 (1 July 1983 to 30 June 1984), the NWC recommends a wage increase guide range of \$10 + (2% to 6%) with full offsetting on a group basis. In arriving at this wage increase guide range, the NWC took into account Government's decision to increase employers' CPF contribution by 1% to a total of 23%. The Council arrived at the wage increase guide range unanimously after examining relevant factors including economic growth, international competitiveness of Singapore's products, productivity, inflation, the labour market situation and economic restructuring.

Yours sincerely



Lim Chong Yah

CHAIRMAN, NATIONAL WAGES COUNCIL
(PROFESSOR OF ECONOMICS,
NATIONAL UNIVERSITY OF SINGAPORE)

理事会の動き

第166回 1983年5月10日（火）午後12時30分

議 事：

1. 前回議事録承認

異議なく承認された

2. 審 議 事 項

(1) 1982年度事業報告（案）

1982年度事業報告（案）については文書審議とすることになった。

(2) 1982年度収支決算及び1983年度収支予算（案）

原案通り承認された。

(3) 1983年度年次総会次第（案）

異議なく承認された。

(4) AUDITOR の選任と AUDITOR FEE

「AUDITOR として TEO ENG TIEN & CO. を引続き任命し、AUDITOR FEE を S\$ 700（昨年通り）としたい」旨事務局より提案したところ、異議なく承認された。

(5) NPB の IN-COMPANY PRODUCTIVITY PROGRAMMES

ORGANISING COMMITTEE への委員派遣について

古新居理事による同 COMMITTEE に関する説明の後、同理事から「作業内容及び2週間毎の会合に常に出席しなければならないといった状況等に鑑み、事務局スタッフの MR. M. WONG を委員として派遣したい」、また、「予算その他極めて重要な問題を除き、同 COMMITTEE での問題は労働担当理事会で審議のうえ処理し、その結果を定例理事会に報告したい」旨提案があり、これを詔ったところ異議なく承認された。

(6) PRODUCTIVITY MONTH 1983

PRODUCTIVITY MONTH 1983 に関するNPCからの協力要請については、これに応じることとし、労働担当理事会で本所としての具体策を検討のうえ次回理事会に諮ることになった。また、NPCに対してはとりえず本所としての計画 策定まで待つてほしい」旨文書にて回答することになった。

3. 報告事項

(1) 中曽根首相との午さん会

中曽根首相御一行歓迎午さん会が本所と日本人会との共催で5月5日（木）、シャングリラ・ホテルで開催された。

(2) 理事選挙経過報告

理事立候補届出状況について経過報告が行なわれた。

(3) 日本特集号への広告掲載

4月29日付“南洋・星洲聯合早報”及び5月1日付“THE SUNDAY TIMES”の日本特集号に本所会員企業一同にて天皇誕生日祝賀並びに中曽根首相ご来星歓迎メッセージを掲載した旨及びこれに関連して中曽根首相ご来星に係る臨時会費として会費1カ月相当分を会員各位に請求した旨事務局より報告した。

(4) EDB長官との懇談会

5月17日のEDB長官との懇談会への参加者及び懇談テーマについて報告が行われた。

(5) 次の通り部会・委員会・懇談会等の開催報告が行なわれた。

① 部 会

5月6日（金） 建設部会

② 委 員 会

4月14日（木） 経営研究委員会

4月20日（水） 選挙管理委員会

4月26日（火） 広報委員会

③ 懇談会等

4 月 28 日 (木)	労働担当理事会
4 月 28 日 (木)	中曽根総理大臣ご一行歓迎午さん 会打合せ
5 月 4 日 (水)	運営担当理事会
5 月 5 日 (木)	中曽根総理大臣ご一行歓迎午さん会
5 月 9 日 (月)	EDB 長官との懇談会打合せ

(6) 第 167 回理事会開催日時

次回理事会は定例通り第 2 火曜日の 6 月 14 日に開催されることになった。

4. 会計報告

吉永財務委員より、1983 年 3 月分（追加分）及び 4 月分の会計報告があり、異議なく承認された。

5. 入・退会

高橋組織担当理事より下記の入・退会が報告され、審議の結果、次の通り決定した。

(1) 入 会 (3 件)

** HEIWA PAPER CO., LTD. “C”

** KUBOTA LTD. “A”

** NIPPON KOKAN LIGHT STEEL K. K. “C”

(2) 退 会 (4 件)

① 法 人 (2 件)

** BENYTON SINGAPORE PTE. LTD.

** TRAVELSCOPE (S) PTE. LTD.

② 個 人 (2 件)

** MR. Y. SAGAWA

** MR. M. AOKI

1982年第4 四半期のシンガポール経済動向

—シンガポール経済の動き—

過去3年（79年9.3%、80年10.2%、81年9.9%）続きの高度経済成長を遂げたさしものシンガポール経済も世界的なリセッションの打撃を受けて停滞色を強め、昨年シンガポールの実質国内総生産（GDP）の成長率は6.3%にとどまった。

これまで伝統的にシンガポール経済成長の索引力とされたきた海外需要の低迷により、11年ぶりに国内需要が総需要の半分を占めて経済成長を下支えた。業種別では、建設業、金融及びサービス業、運輸・通信業がシンガポールの経済成長に大きく貢献した。

82年のリセッションは1975年当時のリセッションと比較すればそれほど厳しくないが、長期化する恐れが避けられず、1983年の経済成長率がさらに低下する可能性も否定できない。

国内需要の伸びは主に公共と民間両部門の固定資本支出の伸びによるもので、特にビル及び建造物、輸送機械、機械類は24%伸び、これは10年間で最高の成長率であった。経済諸部門の中では建設部門が高度成長を示した以外、軒並み81年に比べ成長率が鈍化した。

特に影響が大きかったのは輸出指向の強い製造業部門で生産高が前年比6%のマイナス成長となり、1975年以来、初めてのマイナス成長に陥った。

製造業への外国投資は依然として好調で、外国資産は総固定資産への投資が82年6月現在累計94億Sドルに達し、81年6月に比べ18%増加した。また昨年内・外資を含めた新規投資約束額は17億Sドルに達し、81年の19億Sドルに及ばなかったが依然として高水準を維持した。

1982年の経済諸部門のGDP成長率に対する貢献度は次のとおりである。

- 建設部門が 36 % の高度成長率を示し、81 年の成長率の 2 倍以上伸びた結果、GDP 増加寄与率も 26 % と飛躍的に高まった。
- 金融及びビジネス・サービス部門は 14 % の成長を達成し、GDP に対する貢献度も 36 % と引続き第 1 位の貢献度を示した。
- 運輸・通信は前年比 11 % 増の経済成長を示し、GDP 貢献度も 27 % と経済諸部門の中で第 2 位の座を維持した。
- 貿易は全体として 5 % の低い成長率で、その中では対外貿易の実質成長率は前年の 8 % から 6 % に鈍化した。成長は主に輸入の伸びによるものである。

国際収支についてみると、総合収支の黒字幅が 81 年の 19 億 S ドルから 82 年の 25 億 S ドルに拡大した。

深化する世界的なリセッションがすでにシンガポールに影響を及ぼしつつあるが 1983 年に景気が回復する兆候がまだ見当たらない。

1. 生産

第 4 四半期の工業生産指数は前期比 -3.9 %、昨年同期比 11.2 % 減となった。1982 年度の工業生産指数は 1981 年に比べ、5.6 % 減とマイナス成長であった。世界的な経済の不振と生産減少が主な要因であった。

第 4 四半期の石油精製は昨年同期比 3.1 % 減少し、年間ではわずに 2.6 % しか増えなかった。石油価格も 6 % 前後下落した。

アメリカ始め、西側諸国の経済不振と需要減少の為に第 4 四半期の電子関連機械は前年同期比 5.2 % 減と引続きマイナス成長となつて、82 年の生産指数は前年比 -11.2 % と低下した。

輸送機械は昨年第 2 四半期は前年同期比 29.4 % のマイナス成長となった。これは欧米経済の不振により、国際貿易及び海運活動が低迷した為であり、シンガポールの造・修船業、オイル・リグ建造業界も昨年大きな影響を受けた。

2. 貿易

1982 年のシンガポールの対外貿易は輸出入それぞれ 0.4 % 増と 3.4 % 増で往復貿易 2.1 % 増にとどまった。また、往復貿易、輸出入とも 1975

年以来の低成長率であった。

輸出低迷により、貿易赤字額も81年の139億Sドルから82年の157億に拡大した。シンガポール昨年の総輸出額は444億6530万Sドルと前年比わずか1億7450万Sドル、(0.4%)の増加、また輸入総額は602億5060万Sドルと同じく20億260万Sドル(3.4%)に増加した。この結果によると、82年の往復貿易額は1047億1590万Sドルと81年の1025億3880万Sドルに比べると21億7710万Sドル(2.1%)の増加であった。

一方、昨年シンガポールの対日貿易は輸出が前年比7.9%に伸びたのに対し、輸入が1.5%減となった為、対日貿易赤字幅が縮小し、改善が見られた。

統計局の統計によると昨年シンガポールの対日輸出は48億4380万Sドルと81年に比べ、3億5630万Sドル(7.9%)の増、これに対し、対日輸入は107億9310万Sドルと前年に比べ1億6640万Sドル(1.5%)に減少した。昨年度の対日往復貿易額は156億3690万Sドルで、81年に比べると1億8990万Sドル(1.2%)の増加、また対日貿易赤字は59億4710万Sドルとなり、81年の64億6980万Sドルに比べ5億2270万Sドル(8.1%)縮小した。

3. 金融

昨年第4四半期のM1は前年同期比9.4%増、やや不調であった。マネーサプライ(M1)は主に年末資金需要により、12月中に3億9100万Sドル伸び、月末残高81億5700万Sドルに達した。81年に比べ12.6%の伸びであった。

銀行貸出金は前年同期比14.3%増、11月の8億7500万Sドルに続いて12月にも4億9000万Sドルと大巾に伸びた。通商部門などの資金需要が強く、12月の貸出増加分の60%を占めた。

非銀行顧客預金は前年同期比13.3%伸び、年末と季節的要因もあって12月中に10億3600万Sドルの大巾な伸びを記録した。この増加分の約3分の2は定期預金であった。

4. 観 光

1982年度の訪星客は合計295万6690人にのぼり、81年に比べ4.5%伸びた。82年12月の観光客は25万4632人で、アセアン諸国からの旅行者が全体の42.39%(10万7590人)でトップを占め、第2位は日本で2万7014人(10.6%)、第3位はオーストラリアで2万3737人(9.3%)、第4位はイギリスで1万3234人(5.2%)、第5位はアメリカで1万1311人(4.4%)を記録した。

5. 物 価

昨年の卸売物指数は各四半期とも前年同期比マイナスとなり年間を通して前年比4.2%のマイナスを記録した。

一方、昨年シンガポールのインフレ率は3.9%を示し、この5年間で最低を記録した。しかも、この数字は1981年のインフレ率8.2%に比べて半分以下という低水準である。最近数年のインフレ率を見れば78年5%、79年4%、80年8.5%、81年8.2%を示した。

公的外貨準備高は82年10月末には172億2820万Sドルに達し、前月末に比べ4億4120万Sドル、1年前に比べ19億6810万Sドルに増加した。

事務局： M. Y. WONG

シンガポール主要経済指標

		財政 収 支	マネーサプライ (M1)	銀 行 貸 出 金	非 銀 行 顧客預金	最 優 遇 貸出金利 (平均) (%)
		(MILLION DOLLARS)				
	1981	407.4	7,242.1	25,229.1	20,007.9	11.83
	1982	788.0	8,156.8	29,442.9	23,408.7	9.33
	1981 IV	-113.3	7,242.1	25,229.1	20,007.9	13.34
	1982 I	228.3	7,321.9	25,636.7	19,952.5	10.40
	1982 II	267.3	7,329.5	26,735.2	19,758.8	10.71
	1982 III	1,126.8	7,414.2	27,380.1	20,696.5	10.33
	1982 IV	-383.4	7,920.0	28,824.6	22,677.3	9.47
前年比	1981	-	18.1	24.9	24.8	-
	1982	-	12.6	16.7	17.0	-
同期比	1981 IV	-	12.3	4.0	9.6	-
	1982 I	-	1.0	2.8	-1.1	-
	1982 II	-	0.2	2.7	0.2	-
	1982 III	-	1.2	3.6	8.4	-
	1982 IV	-	6.8	5.2	9.6	-
前年 同期比	1981 IV	-	8.1	24.9	24.8	-
	1982 I	-	13.6	22.3	14.4	-
	1982 II	-	11.8	18.8	10.5	-
	1982 III	-	17.3	13.8	17.7	-
	1982 IV	-	9.4	14.3	13.3	-
		工業生産指数	石油精製 石油製品	電子関連機械	輸送機械・装置	
		1978=100				
	1981	141.8	118.4	172.6	200.9	
	1982	133.0	121.5	153.2	178.5	
	1981 IV	145.9	125.4	160.5	229.2	
	1982 I	132.8	121.7	140.0	196.0	
	1982 II	138.3	121.0	162.4	180.8	
	1982 III	134.8	121.7	158.2	175.4	
	1982 IV	129.6	121.5	152.2	161.9	
前年比	1981	9.6	17.2	5.1	26.5	
	1982	-5.6	2.6	-11.2	-11.1	
前年比	1981 IV	-0.1	2.6	-9.0	7.2	
	1982 I	-9.0	-3.0	-3.0	-14.5	
	1982 II	4.1	-0.6	16.0	-7.8	
	1982 III	-2.2	1.3	-2.4	-3.6	
	1982 IV	-3.9	-0.2	-3.8	-7.3	
前年 同期比	1981 IV	5.8	10.0	-0.4	23.1	
	1982 I	2.7	7.1	-14.6	15.5	
	1982 II	-5.2	-0.6	-14.3	-5.2	
	1982 III	-7.3	0.2	-10.1	-18.6	
	1982 IV	-11.2	-3.1	-5.2	-29.4	

		輸 入	輸 出	対日輸入 (MILLION DOLLARS)	対日輸出
	1981	58,248.0	44,290.8	10,957.4	4,487.6
	1982	60,244.6	44,472.8	10,791.0	4,843.9
	1981 IV	14,451.3	11,141.6	2,933.4	1,274.5
	1982 I	15,320.1	10,774.6	2,586.3	1,078.1
	1982 II	14,980.1	11,736.7	2,789.2	1,279.5
	1982 III	14,933.5	10,869.9	2,743.3	1,316.8
	1982 IV	15,010.8	11,044.7	2,674.3	1,169.4
前年比	1981	13.5	6.8	19.6	34.4
	1982	3.4	0.4	-1.5	7.9
前年比	1981 IV	-4.1	-2.0	3.7	-5.3
	1982 I	6.0	-3.3	-1.9	-15.4
	1982 II	-2.2	8.9	7.9	18.7
	1982 III	-0.1	-7.4	-1.6	2.9
	1982 IV	0.5	1.6	-2.5	-11.2
前年 同期比	1981 IV	7.8	4.4	14.6	65.6
	1982 I	9.3	-3.3	4.7	20.1
	1982 II	1.9	8.9	2.2	32.0
	1982 III	-0.8	-7.4	-3.0	-2.2
	1982 IV	3.9	-0.9	-8.1	-8.2
		シンガポール 訪問者（到着） (THOUSAND)	卸売物価指数	消費者物価指数	公的外貨準備高 (MILLION DOLLARS)
	1981	2,828.0	158.6	124.4	15,491.1
	1982	2,956.0	151.9	129.3	-
	1981 IV	748.0	154.3	128.6	15,373.5
	1982 I	699.0	153.1	129.8	15,803.4
	1982 II	700.0	151.9	128.7	16,000.3
	1982 III	790.0	151.5	129.0	16,588.9
	1982 IV	762.0	151.2	129.8	-
前年比	1981	10.8	3.9	8.2	12.6
	1982	4.5	-4.2	3.9	-
前年比	1981 IV	2.4	-2.8	1.1	6.5
	1982 I	-6.5	-1.0	0.9	2.8
	1982 II	0.1	-0.8	-0.8	1.3
	1982 III	12.9	-0.3	0.2	3.7
	1982 IV	-3.5	-0.2	0.6	-
前年 同期比	1981 IV	8.9	-0.6	9.8	8.9
	1982 I	17.7	-4.5	9.3	9.7
	1982 II	17.3	-5.6	4.5	11.1
	1982 III	19.3	-4.5	1.4	7.9
	1982 IV	1.9	-2.0	0.9	-

5 月 - 6 月の主な経済記事

- 5 月 18 日 ○ JETRO の調査によると、昨年シンガポールに新規進出した日本企業はわずか 18 社で過去 12 年来の最低を記録した。これら新規企業のうち、貿易及び商業に関係するものが 8 社と約半数を占める半面、運輸及び倉庫に関係するのは 3 社にすぎなかった。過去 12 年間について見ると当地進出企業の数 は年間平均 50 余社にのぼり 78 年と 79 年の 2 年間に限って見ると年間 100 社を超える企業が進出している。
- 貿易開発局 (TDB) は輸出入業者により早く正確な貿易情報を提供する為、6 月中旬に「貿易情報サービス・カウンター」をワールド・トレード・センター 3 階に設置する。同カウンターで提供される資料には輸出入処理手続き、市場情報、関係国の関税等に関する資料が含まれ、サービスは無料で、必要に応じて資料のコピーや副本も得られる。
- 19 日 ○ シンガポールの対マレーシア直接投資がこの 2~3 年来落ち込んでいる。マレーシア工業開発局 (MIDA) スポークスマンによると、1980 年にはシンガポールは国別対マレーシア新規投資順位で第 1 位だったが、昨年 11 位に転落。80 年にはシンガポールからの投資プロジェクトは 63 件、投資額は 5600 万 M ドルであったが、昨年は 51 件に減っただけでなく、投資額ではわずか 940 万 M ドルに急減している。この間 1981 年以後、日本が対マレーシア投資国順位で第 1 位を占めており、投資承認額は 81 年の 6910 万 M ドルから昨年は 1 億 3980 万 M ドルに倍増した。

19日 ○シンガポールの米国大使館の発表によると、米企業のシンガポールにおける直接投資は総資産額で1980年末の29億USドルから82年末には42億USドルに達し、この2年間に46%増と大きな伸びを示した。これにより米国は依然として最大の対シンガポール投資国の地位を維持している。また当地米国企業の推定雇用労働者数は80年の5万9690人から82年には6万4500人に増加、シンガポール総労働力の5.5%を占めた。当地米国系企業は米国人に比べて地元シンガポール人雇用比率が高く、平均して米国人1人に対しシンガポリアン43人の割合であった。

6月 7日 ○労働省の4日発表によると、政府は完全グループ・オフセット付きS\$10+(2~6%)の1983年度NWC賃上げガイドラインを承認した。

同時に、中央積立基金(CPF)納入金の雇用主負担分を従来の22%から23%に1%引き上げることを決定した。7月1日から施行。この1%分はCPF加入者の特別口座(住宅その他の用途に引き出せない)に繰り入れられる。これにより、特別口座への納入分は合計6%となる。

労働省はまた、その短い発表文の中で、労使間の直接賃金交渉を奨励して次のように述べている。

「労使関係強化のために雇用主と労組は直接賃金交渉に徐々に復帰していくべきである。この目標に向けて、雇用主と労組はNWCガイドラインによって調整されない年次昇給について団体交渉するよう奨励される。ただし、ほとんどの団体協約が、NWCガイドラインを下回らない年次昇給を規定するようになるまで、NWCは量的ガイドラインを発表し続けるだろう。」

6月 9日 ○現在進行の78件の都市再開発局(URA)プロジェクト

から向こう４年間にアパート４８００戸、ホテル客室９１
 ００室が新たに市場に提供される。また、総額４０億Ｓド
 ルにのぼるこれらＵＲＡプロジェクトにより３０万６０００
 平方メートルのオフィス・スペースと４３万４０００平方
 メートルの工場倉庫施設も提供される。これらの数字は、
 ＵＲＡ販売部長代行 MR. HENG HUA THONG が６日明らか
 にした。

６月１４日 ○ シンガポール国際商業会議所（ＳＩＣＣ）がこのほど明らか
 にしたシンガポールの貿易動向レポートによると、インド
 ネシア統計局の数字に基づく両国貿易の推移は別表の通り
 である。

SINGAPORE/INDONESIA TRADE TRENDS
 PERCENTAGE CHANGE OVER PREVIOUS YEAR
 1962-1982

Year	Indonesia's Imports from Singapore (% change)	Indonesia's Exports to Singapore (% change)	Total Trade (% change)
1962	— 21.6%	— 10.6%	— 11.6%
1963	— 63.4%	— 29.3%	— 32.1%
1964	— 95.8%	— 97.3%	— 97.2%
1965	— 100.0%	— 100.0%	86.7%
1966	100.0%	221.4%	244.6%
1967	1,230.8%	265.0%	330.1%
1968	94.2%	80.1%	83.0%
1969	18.5%	24.3%	23.1%
1970	42.7%	16.9%	22.4%
1971	21.5%	— 6.5%	0.5%
1972	47.8%	— 16.9%	2.6%
1973	31.2%	155.0%	101.4%
1974	85.6%	62.9%	69.3%
1975	38.2%	13.9%	21.4%
1976	60.2%	1.7%	22.3%
1977	— 3.0%	55.9%	28.8%
1978	— 15.0%	23.7%	10.2%
1979	18.4%	58.2%	47.6%
1980	74.6%	26.5%	36.8%
1981	32.8%	16.5%	21.0%
1982	126.7%	7.8%	43.6%

広報欄

** NEW MEMBERSHIP (14th June 1983)

* HIBIYA ENGINEERING LTD

Mr. M. Kanazawa (General Manager)
65 Chulia Street #24-01
OCBC Centre
Singapore 0104
Tel: 2230548

* YAMAICHI SECURITIES CO LTD

Mr. S. Murakami (Chief Representative)
79 Robinson Road #16-07
CPF Building
Singapore 0106
Tel: 2250688

* SINGAPORE OXYGEN AIR LIQUIDE PTE LTD

Mr. T. Shimatani
16 Jalan Buroh
Jurong
Singapore 2261
Tel: 2653788

** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE

* KWE-KINTETSU WORLD EXPRESS(S) PTE LTD

From Mr. T. Slumokawa to Mr. K. Kato

* MITSUI MFG. (S) PTE LTD

From Mr. M. Horie to Mr. K. Sanefuji

* FUDO CONSTRUCTION CO LTD

From Mr. H. Akutsu to Mr. Y. Nakaya

* JAPAN DEVELOPMENT & CONSTRUCTION CO LTD

From Mr. S. Hayashi to Mr. T. Itoh

* TUNGALOY SINGAPORE (PTE) LTD

From Mr. M. Ohkage to Mr. Y. Sato

** CHANGE OF ADDRESS/RE-NUMBERING

* ASAHI ELECTRONICS (S) PTE LTD

NO. 16 ANG MO KIO INDUSTRIAL PARK 2
Singapore 2056

* TORAY INDUSTRIES (ASIA) PTE LTD
65 Chulia Street #25-01
OCBC Centre
Singapore 0104

* HITACHI ZOSEN CORPORATION
UOB Building, 2/3 Storey
325 Boon Lay Place
Jurong
Singapore 2264

* UNITOSHO (PTE) LTD
(TOSHOKU LTD)
1 Shenton Way #16-06
Robina House
Singapore 0106

甲子園 やもめ

「あのバカが。またはしゃぎおっす。
甲子園に出かけたきり戻らぬクラ
ウド・ママに、亭主イライラ。最近
は、女性の甲子園進出が一段と増
えました。」



資料案内

国内一般

☆ シンガポール共和国概要 (1981 年)	S\$10
シンガポール共和国移住法	S\$15
☆ 民事法	S\$ 5
刑法 (暫定規定法)	S\$10
☆ 公益事業法	S\$10
☆ シンガポールの経済事情 (1982 年 12 月)	S\$10
☆ JAPANESE AFFILIATED FIRMS IN SINGAPORE	S\$40
(会 員)	S\$20

投資関係

トップマネジメントのためのオリエンテーション	
(改訂版)	S\$40
(会 員)	S\$20
資金援助制度の手引き	S\$ 8
法律 15 号 (経済拡大奨励法改正法) 1979 年	S\$ 5

租税・税制

法律第 2 号共和国所得税法改正 (1973 年)	S\$ 5
法律第 13 号 " (1977 年)	S\$ 5
法律第 17 号 " (1980 年)	S\$ 5
法律第 20 号共和国所得税 (改正) 令	S\$ 5
☆ シンガポールとの租税 (所得) 条約	S\$ 5
☆ 法律 (改正) 時報第 21 号 (経済拡大奨励法及び所得税法改正法)	S\$ 5
☆ シンガポールの租税	S\$15

会社法

シンガポール共和国会社法	S\$60
(会 員)	S\$70
(非会員)	S\$70
法律第 1 号 (共和国会社法改正) 1970 年	S\$ 5
法律第 4 号 (共和国会社法改正) 1974 年	S\$ 5
法律第 19 号 1980 年中央厚生年金法告示 (付表の入替)	S\$ 5
☆ 法律 16 号 (会社の買収及び合併に関する)	S\$ 5

為替管理・関税

関税法（1979年関税令）	S\$ 15
法律第6号（為替管理法改正）1976年	S\$ 5
法律第9号（共和国関税法改正）1976年	S\$ 5
☆金融業者法	S\$ 10
☆財務諸表公開原則	S\$ 15

業種別規則

シンガポール共和国製造業管理法	S\$ 8
法律第18号工場法改正法（1973年）	S\$ 5
大気汚染防止法（1971年）	S\$ 10
☆建築物規制法（1973年法律第59号）	S\$ 5

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許（実施権）法	S\$ 5
シンガポール共和国商標法	S\$ 10
価格規則法	S\$ 5
☆1975年水質汚染規制及排水法	S\$ 10
☆1971年海汚染防止法	S\$ 5

労働関係

労働組合法（1977年）	S\$ 10
法律第3号（共和国労働雇用法改正）1970年	S\$ 5
☆法律（改正）時報（第25号）	S\$ 5
☆法律（改正）時報（第26号）	S\$ 5
☆法律（改正）時報第22号（雇用法並びに労働者補償法）	S\$ 5
☆法律（改正）時報第23号（中央厚生年金法改正法）	S\$ 5
☆労働雇用法（1976年幼少年雇用規則）	S\$ 5
☆法律（改正）時報第24号（中央厚生年金改正法）	S\$ 5
☆法律（改正）時報第27号（中央厚生年金法を改正する法律）	S\$ 5

商工会議所出版物

☆業種別会員名簿（1982年）	S\$ 10
（会 員）	
（非会員）	S\$ 20
月報（各月号）	S\$ 8
☆国際比較統計要覧	S\$ 5
☆シンガポール共和国における日系進出企業現況一覧	S\$ 20

（ ☆新着資料 ）

編集後記

“室伏、プレ五輪ハンマー投げで元気に優勝”、“田淵までも勝利打点”といった熟年パワー活躍の記事がよく目につく。とくに田淵選手は59試合で既に25本塁打を放ち、西武ライオンズ独走の立役者として熟年パワーの真価を如何なく発揮している。ビジネスの第一線で働く我ら熟年世代も田淵選手に負けずに大いに頑張らしましょう。

さて、6月号の内容を紹介させていただきます。

まず、公認会計士の佐藤氏に「法人税課税所得計算の概要」についてご説明頂きました。節税のご参考になれば幸いです。

Japan-S'pore Institute of Software Technology の中村氏には、前月号に引き続き「気軽に、英語で、講演を（その2）」をご執筆頂きました。

さらに、日本在外企業協会の辻所長には「日系企業の活動等に関するアンケート調査」結果についてご報告頂きました。

なお、ご参考までに1983年度NWC勧告全文と仮訳を掲載しました。今月号の担当は、竹内（村田製作所） 斉藤（日本国土開発）でした。

MONTHLY REVIEW

STRICTLY MEMBERS ONLY

M. C. (P) No. [REDACTED] 58 / 4 / 83

PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.,
155, Kallang Way #02-11/12
Singapore 1334. Tel: 2923831

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

C. P. F. BUILDING, 79 ROBINSON ROAD, 24 - 04 (24th Storey) SINGAPORE 0106